

(30) 試験問題 (午後の部)

注 意

(1) 別に配布した答案用紙の該当欄に、試験問題裏表紙の記入例に従って、受験地、受験番号及び氏名を必ず記入してください。多肢択一式答案用紙に受験地及び受験番号をマークする
本試験分析セミナー

(2) 試験時間は、3時間です。

(3) 試験問題は、多肢択一式問題(第1問から第35問まで)と記述式問題(第36問及び第37問)から成り、配点は、多肢択一式が105点満点、記述式が70点満点です。

(4) **多肢択一式問題の解答**は、多肢択一式答案用紙の解答欄に、正解と思われるものの番号の枠内を、多肢択一式答案用紙に印刷されているマーク記入例に従い、濃く塗りつぶす方法で示してください。解答欄へのマークは、各問につき1か所だけにしてください。二つ以上の箇所にマークがされている欄の解答は、無効とします。解答を訂正する場合には、プラスチック消しゴムで完全に消してから、該当欄の枠内をマークしてください。答案用紙への記入は、**鉛筆**(B又はHB)を使用してください。消しゴムで消したマークは、解答及び**鉛筆**を使用していない解答は、無効とします。

(5) **記述式問題の解答**は、所定の答案用紙に記入してください。答案用紙への記入は、**万年筆**又は**ボールペン**(いずれも黒色のインクに限り、インクが消せるものを除きます。)を使用してください。所定の答案用紙以外の用紙に記入した解答及び上記万年筆又はボールペン以外の鉛筆等の筆記具による記入した解答は、試験問題の裏表紙の受験地、受験番号及び氏名欄以外の箇所に、特定の氏名等を記入したものは、無効とします。

また、答案用紙の筆記可能線(答案用紙の外枠の線)を越えて筆記をした場合は、当該筆記可能線を越えた部分については、採点されません。

(6) 答案用紙に受験地、受験番号及び氏名を記入しなかった場合は、採点されません(試験時間終了後、これらを記入することは、認められません。)

(7) 答案用紙は、汚したり、折り曲げたりしないでください。書き損じても、補充しません。

(8) 試験問題のホチキスを外したり、試験問題のページを切り取る等の行為は、認められません。

(9) 試験時間中、不正行為があったときは、その答案は、無効なものとして扱われます。

(10) 試験問題に関する質問には、一切お答えいたしません。

(11) 試験問題は、試験時間終了後、持ち帰ることができます。

TAC/Wセミナー 専任講師
渋谷校 姫野 寛之
なんば校 中山 慶一

TAC

248-8900-1006-13

司法書士試験の水準については、平成 14 年改正法により憲法に関する知識が対象とされたことのほかは、基本的に変わらない。

小林昭彦・河合芳光著「注釈 司法書士法」128 頁)

1 本試験分析セミナーの目的

本試験分析セミナーは、「2018 年度本試験分析&2019 年度本試験攻略法」をテーマとして、平成 30 年度司法書士試験の分析と 2019 年度司法書士試験の対策と行うことを目的とする。

【各年度の基準点と合格点】

年度	基準点				合格点(基準点との差)
	午前の部	午後の部	記述式	合計	
H14	81(27 問)	75(25 問)	32.5	188.5	206.0(17.5)
H15	84(28 問)	72(24 問)	36.0	192.0	208.5(16.5)
H16	78(26 問)	72(24 問)	31.5	181.5	197.0(15.5)
H17	87(29 問)	78(26 問)	25.5	190.5	203.5(13.0)
H18	81(27 問)	75(25 問)	31.5	187.5	202.5(15.0)
H19	84(28 問)	84(28 問)	30.0	198.0	211.5(13.5)
H20	84(28 問)	78(26 問)	19.5	181.5	189.5(8.0)
H21	87(29 問)	75(25 問)	41.0	203.0	221.0(18.0)
H22	81(27 問)	75(25 問)	37.5	193.5	212.5(19.0)
H23	78(26 問)	72(24 問)	39.5	189.5	207.5(18.0)
H24	84(28 問)	78(26 問)	38.0	200.0	215.0(15.0)
H25	84(28 問)	81(27 問)	39.0	204.0	221.5(17.5)
H26	78(26 問)	72(24 問)	37.5	187.5	207.0(19.5)
H27	90(30 問)	72(24 問)	36.5	198.5	218.0(19.5)
H28	75(25 問)	72(24 問)	30.5	177.5	200.5(23.0)
H29	75(25 問)	72(24 問)	34.0	181.0	207.0(26.0)
H30					

* 記述式問題の配点は、H14～H20 が 52 点、H21～が 70 点である。このことから、H14～H20 までの満点は 262 点、H21～の満点は 280 点となる。

[参考]

① 合格者数等

	出願者数	受験者数 ※	択一式基準点突破者数			記述式基準点突破者数	筆記試験合格者数
			午前	午後	両方		
H23	31,228	25,696	3,706	4,028	2,320	1,220	879
H24	29,379	24,048	2,992	4,101	2,169	1,145	841
H25	27,400	22,494	3,077	3,966	2,177	1,152	794
H26	24,538	20,130	2,525	4,759	2,033	1,065	762
H27	21,754	17,920	3,303	3,339	2,251	1,211	706
H28	20,360	16,725	3,114	3,960	2,280	1,150	659
H29	18,831	15,440	3,069	3,139	2,179	1,143	632

※ 「受験者数」とは、午前の部及び午後の部の双方を受験した者の数をいう。

② 直近4回の司法書士試験の合格点等の分析

		H25	H26	H27	H28	H29
①	択一式問題の基準点の突破率	7.9%	8.2%	10%	11%	11%
	[出願者ベース (受験者数ベース)]	(9.6%)	(10%)	(12%)	(13%)	(14%)
②	筆記試験の合格率	2.8%	3.1%	3.2%	3.2%	3.3%
	[出願者ベース (受験者数ベース)]	(3.5%)	(3.7%)	(3.9%)	(3.9%)	(4.0%)
③	択一式問題の基準点に達したが、記述式問題の基準点に達しなかった人数	1025 人	968 人	1040 人	1130 人	1,036 人
④	択一式問題の基準点及び記述式問題の基準点を通過したが、筆記試験合格点に達しなかった人数	358 人	303 人	505 人	491 人	511 人
⑤	総合得点が筆記試験合格点以上であったが、不合格であった人数	71 人	95 人	50 人	65 人	77 人

2 平成 29 年度司法書士試験のデータ

(1) 午前の部

		憲(3)			民(20)			刑(3)			会社・商(9)			合計(35)		
		H30	H29	H28	H30	H29	H28	H30	H29	H28	H30	H29	H28	H30	H29	H28
形式	組合せ	3	1	3	18	20	16	3	3	3	8	6	6	32	30	28
	単純正誤	0	1	0	2	0	4	0	0	0	1	3	1	3	4	5
	個数	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	2
内容	知識	3	3	2	20	20	20	3	3	3	9	9	9	35	35	34
	推論	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
特殊	計算	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	2	1
	判例趣旨	3	2	2	18	14	16	3	3	3	2	1	0	26	20	21
	対話	0	0	0	1	0	2	0	0	0	1	2	3	2	2	5

(2) 午後の部(択一式問題)

		民訴等(7)			司書・供託(4)			不登(16)			商登(8)			合計(35)		
		H30	H29	H28	H30	H29	H28	H30	H29	H28	H30	H29	H28	H30	H29	H28
形式	組合せ	7	7	6	4	4	4	16	15	15	8	8	8	35	34	33
	単純正誤	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1
	個数	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
内容	知識	7	7	7	4	4	4	16	16	16	8	8	8	35	35	35
	推論	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特殊	表形式等	0	0	0	0	0	0	3	2	2	0	0	0	3	2	2
	登記記録	-	-	-	-	-	-	1	0	3	0	0	0	1	0	3
	判例趣旨	3	1	5	1	0	1	1	2	0	0	0	0	5	3	6
	対話	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1

(3) 過去問の知識のみで正解できる問題数

		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
午 前 の 部	憲 法 (3)	0	1	0	1	0	0	0
	民 法 (20)	12	14	7	14	10	16	15
	刑 法 (3)	1	0	1	3	1	3	2
	会社法・商法 (9)	0	1	1	3	0	2	1
	合 計	13	16	9	21	11	21	18
午 後 の 部	民事訴訟法 (5)	3	0	3	5	2	3	2
	民事保全法 (1)	1	1	1	1	0	1	1
	民事執行法 (1)	0	0	0	1	1	1	1
	司法書士法 (1)	0	1	1	1	0	1	1
	供 託 法 (3)	1	2	2	3	2	2	3
	不動産登記法 (16)	10	11	7	8	7	11	8
	商業登記法 (8)	1	1	4	3	3	1	4
合 計	16	16	18	22	15	20	20	

[同一の正解番号の連続]

平成 30 年度司法書士試験においては、同一の正解番号の連続がみられた。

- ① 午後の部第 1 問から第 4 問まで：正解番号 2 が 4 問連続
- ② 午後の部第 23 問から第 27 問まで：正解番号 4 が 5 問連続

(参考)

- ❶ 平成 17 年度午後の部第 1 問から第 4 問まで：正解番号 2 が 4 問連続
- ❷ 平成 19 年度午前の部第 25 問から第 28 問まで：正解番号 2 が 4 問連続
- ❸ 平成 25 年度午前の部第 20 問から第 24 問まで：正解番号 2 が 5 問連続

3 科目ごとの出題実績, 出題傾向と対策等

(前注) 問題番号が**ゴシック体**のものは、過去問の知識のみで正解を導くことができる問題である。

(1) 憲法

① 出題実績

		設 問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	1					
	2					
	3	H27-3-⑥				

② 出題傾向

a 典型論点を題材とする推論問題

cf. H29 における設問レベルの推論問題 (H29-2-ウ, H29-3-エ, H29-3-オ)

b 判例を題材とする問題

H30-1 (プライバシー権), H30-2 (法の下での平等), H30-3 (条例制定権)

出題事項	出題実績及びその内容
結論の前提事項	H30-1-ア (少年法 61 条に違反する推知報道かどうか), H27-3-⑥ (法律の範囲内といえるかどうかの判断基準), H26-1-ア (税関検査事件: 検閲の意義), H25-1-ア (八幡製鉄事件: 個人と法人の政治資金の寄付との差異), H24-1-ア (森林法共有林事件: 財産権の保障の意義), H22-2-ア (津地鎮祭事件: 政教分離の意義), H22-2-ウ (津地鎮祭事件: 「宗教的活動」の意義), H22-2-エ (箕面忠魂碑事件: 「宗教上の組織もしくは団体」の意義)
合憲性判断基準	H29-1 (公衆浴場法距離制限事件, 酒類販売免許制事件), H28-1-イ (外務省秘密電文漏洩事件), H28-1-エ (日本テレビ事件), H28-1-オ (NHK 記者証言拒絶事件), H25-1-ウ (猿払事件), H25-1-オ (未決拘禁者の喫煙禁止), H24-1-イ (森林法共有林事件), H23-1-オ (帆足計事件)
結 論	上記以外の問題・設問

c 空欄語句挿入問題の出題

H30-3 (条例制定権)

cf. H29-1 (職業選択の自由に対する規制の合憲性判断の手法), H27-3 (地方自治の本旨), H24-2 (立法権と行政権の関係), H22-1 (法の下での平等), H22-3 (地方自治), H21-2 (外国人の人権), H19-1 (人権の私人間効力)

d 未出分野からの出題

cf. H29-1 (職業選択の自由に対する規制の合憲性判断の手法), H28-1 (取材の自由), H28-2 (主権の概念), H26-1 (検閲), H24-1 (財産権), H23-1 (海外渡航の自由), H22-3 (地方自治)

③ 対策

a 典型論点を題材とする推論問題への対策

「典型論点」には、既出論点も含まれる (H23-2 と H17-3 (内閣の法律案提出権), H19-1 と H15-2 (人権の私人間効力))。

b 基本的事項の網羅

c 重要判例の理論及び結論の理解と暗記

④ 特別検討事項 (判例の出題手法)

H30-1-7

少年法第 61 条が禁止する報道に当たるかどうかは、その記事等により、不特定多数の一般人がその者を当該事件の本人であると推知することができるかどうかを基準として判断される。

[○ : 最判平 15. 3. 14]

判例 長良川事件報道訴訟 (最判平 15. 3. 14)

[事実関係]

X は、殺人、強盗殺人、死体遺棄等により起訴された、当時 18 歳の刑事被告人である。その裁判の最中、Y 出版社は、仮名を用いて、X の法廷での様子、犯行態様の一部、経歴や交友関係等を雑誌に掲載した。X は、この Y の記事が、少年法 61 条の禁止する推知報道に当たるとして、Y に対して損害賠償請求の訴えを提起した。

(参考)

少年法

(記事等の掲載の禁止)

第 61 条 家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者については、氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等によりその者が当該事件の本人であることを推知することができるような記事又は写真を新聞紙その他の出版物に掲載してはならない。

[裁判要旨]

- ① 「…本件記事に記載された犯人情報及び履歴情報は、いずれも被上告人の名誉を毀損する情報であり、また、他人にみだりに知られたくないXのプライバシーに属する情報である…。そして、Xと面識があり、又は犯人情報あるいはXの履歴情報を知る者は、その知識を手がかりに本件記事がXに関する記事であると推知することが可能であり、本件記事の読者の中にこれらの者が存在した可能性を否定することはできない。」
「Yの本件記事の掲載行為は、Xの名誉を毀損し、プライバシーを侵害するものであるとした原審の判断は、その限りにおいて是認することができる。」
- ② 「少年法 61 条に違反する推知報道かどうかは、その記事等により、不特定多数の一般人がその者を当該事件の本人であると推知することができるかどうかを基準にして判断すべきところ、本件記事は、…Xと特定するに足りる事項の記載はないから、Xと面識等のない不特定多数の一般人が、本件記事により、被上告人が当該事件の本人であることを推知することができるとはいえない。したがって、本件記事は、少年法 61 条の規定に違反するものではない。」
- ③ 「本件記事がXの名誉を毀損し、プライバシーを侵害する内容を含むものとしても、本件記事の掲載によってYに不法行為が成立するか否かは、被侵害利益ごとに違法性阻却事由の有無等を審理し、個別具体的に判断すべきものである。すなわち、名誉毀損については、その行為が公共の利害に関する事実に係り、その目的が専ら公益を図るものである場合において、摘示された事実がその重要な部分において真実であることの証明があるとき、又は真実であることの証明がなくても、行為者がそれを真実と信ずるについて相当の理由があるときは、不法行為は成立しないのであるから…、本件においても、これらの点を個別具体的に検討することが必要である。また、プライバシーの侵害については、その事実を公表されない法的利益とこれを公表する理由とを比較衡量し、前者が後者に優越する場合に不法行為が成立するのであるから…諸事情を個別具体的に審理し、これらを比較衡量して判断することが必要である。原審は、これと異なり、…個別具体的な事情を何ら審理判断することなく、Yの不法行為責任を肯定した。この原審の判断には、審理不尽の結果、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。」

(2) 民法

① 出題実績

		設 問 ※				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	4	H5-8-5	H13-1-ア	H10-14-ウ		H9-10-2
	5		H19-5-オ	H11-4-エ	H26-5-ウ	H9-2-イ
	6		H15-7-ウ	H21-5-ア		H10-3-4
	7	H26-7-ア	H18-11-ア	H14-8-ア	H24-8-1 (妨害排除)	H24-15-ア
	8	H25-8-3	H25-8-4	H6-7-ア	H10-1-5	H20-11-エ
	9	H24-7-オ	H1-8-5		H5-16-イ	H5-16-オ
	10	H24-9-ウ	H24-9-オ	H24-9-イ	H15-11-オ	S61-7-2
	11	H20-12-エ	H26-10-ア	H16-10-2	H24-10-オ	H16-10-5
	12	H14-10-ウ	質権：H22-11-オ 抵当権：H22-11-オ	H16-14-ア	H24-11-エ	
	13	H25-11-ウ	(S62-10-1)	H19-11-ア		
	14	H28-12-ウ		H13-12-イ		H19-16-イ
	15	H24-15-エ	H23-15-エ	H23-15-オ		H26-15-イ
	16	H26-16-ア	H7-8-オ			
	17	H2-3-ウ	H25-17-ア	H2-3-オ		
	18		H22-18-ア		(H2-7-5)	
	19	委任：H16-19-オ 請負：H25-19-ウ	委任：H5-7-オ 請負：S63-7-1	委任：H16-19-エ 請負：－	委任：－ 請負：－	委任：S62-15-3 請負：－
	20	H3-23-5	H20-21-オ			H3-23-2
	21	H25-21-エ		H25-21-ウ		H12-20-ア
	22	(H23-23-ア)	H21-23-ア	H25-9-エ	H17-24-ウ	H7-21-エ
	23					

※ 第9問及び第23問は、ア～オではなく、1～5である。

② 出題傾向

a 同一の論点を題材とする推論問題の出題

差押えと相殺	H20-19, H16-18, H12-5
表見代理と無権代理	H17-5, H10-2
物権的請求権の内容	H18-9, H3-7
絶対的構成と相対的構成	H20-4, H12-4
遺産分割と登記	H21-8, H10-13
盗品等の所有権の帰属	H21-10, H7-10
抵当権の効力が及ぶ範囲	H21-13, H14-5
転賃の法律構成	H22-14, H3-17
取消しと登記	H23-7, H13-5
不動産の仮差押えによる時効中断の効力	H25-6, H12-2

b 判例趣旨問題の出題

H30-9-3

自動車による通行を前提とする囲繞地通行権は、成立しない。

[× : 最判平 18.3.16]

H30-12-1

動産売買の先取特権者は、物上代位の目的債権が譲渡され、第三者に対する対抗要件が備えられた後においては、目的債権を差し押さえて物上代位権を行使することはできない。

[○ : 最判平 17.2.22]

H30-14-7

AのBに対する金銭債権を担保するために、B所有の甲土地及びその上の乙建物に抵当権が設定され、その旨の登記をした後に、CがBから乙建物を賃借して使用収益していた。CがBの承諾を得て乙建物をDに適法に転賃した場合、Aは、Cが取得すべき転賃賃料債権について、物上代位権を行使することができる。

[× : 最決平 12.4.14]

H30-15-7

Aは、Bに対する貸金債権(元金のほか、利息及び遅延損害金を含む。)を担保するために、Bから、構成部分の変動する集合動産を目的とする譲渡担保として、甲倉庫内にある全ての鋼材についての帰属清算型の譲渡担保権の設定を受け、占有改定の方法によりその引渡しを受けた。

Bは、Aに対する譲渡担保権の設定に先立ち、Cに対して、甲倉庫内にある全ての

鋼材を目的とする譲渡担保権を設定し、占有改定の方法による引渡しをしていたが、その事実をAに伝えていなかった。この場合において、BがAに対する貸金債務の弁済期を徒過したときは、Aは、譲渡担保権を実行することができる。

[× : 最判平 18. 7. 20]

H30-15-4

Aは、Bに対する貸金債権(元金のほか、利息及び遅延損害金を含む。)を担保するために、Bから、構成部分の変動する集合動産を目的とする譲渡担保として、甲倉庫内にある全ての鋼材についての帰属清算型の譲渡担保権の設定を受け、占有改定の方法によりその引渡しを受けた。

Bは、Aに対する譲渡担保権設定後、通常の営業の一環として、Cに対して、甲倉庫内にある鋼材の一部を売却し、Cの管理する乙倉庫に搬入した。この場合において、Bが貸金債務の弁済期を徒過していたときであっても、Aは、乙倉庫に搬入された鋼材について譲渡担保権を実行することができない。

[○ : 前掲最判平 18. 7. 20]

H30-21-1

血縁上の親子関係がない者を認知した者は、認知の時にそのことを知っていたときは、自らした認知の無効を主張することができない。

[× : 最判平 26. 1. 14]

H30-22-ウ

共同相続人の一人が遺産の分割により遺産である不動産の所有権全部を取得したときであっても、他の共同相続人は、相続開始から遺産の分割までの間に当該不動産から生じた賃料債権をその相続分に応じて取得する。

[○ : 最判平 17. 9. 8]

c 対話問題の出題数の変化

H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
5	4	5	7	1	1	3	3	2	0	1

d 既出知識の出題

前記①参照

e 改正事項及び改正予定事項の出題

H30-6 (時効), H30-16 (詐害行為取消権), H30-17 (弁済), H30-18 (委任契約と請負契約)

cf. H29-16 (債務不履行), H29-17 (債権者代位権), H29-18 (敷金), H28-16 (債務の不履行による損害賠償), H28-17 (連帯債務と連帯保証), H28-18 (賃貸借)

f 計算問題の出題

H13-13	共同抵当：配当額
H14-9	抵当権の処分：配当額
H15-18	連帯債務：債務額
H15-24	相続分
H16-22	遺留分：遺留分額等
H20-16	共同抵当：配当額
H20-24	遺留分：遺留分額等
H22-13	抵当権の処分：配当額
H24-14	共同抵当：配当額
H24-23	相続分
H25-16	連帯債務：債務額
H25-22	相続分
H28-14	共同抵当
H29-12	抵当権の処分：配当額
H29-23	遺留分：遺留分額等

③ 対 策

a 正確な知識（複雑な事例問題，単純正誤問題及び個数問題への対処）

b 過去問演習と分析

[筆記試験問題の公開について（平成 11 年 4 月法務省民事局）]

法務省では，平成 11 年度から，司法書士試験及び土地家屋調査士試験の両試験について，受験者による筆記試験問題の持ち帰りを認めることとしました。

上記の各筆記試験は，多肢択一式選択問題及び記述式問題により行っていますが，特に多肢択一式選択問題については，その性質上，過去に出題した試験問題との重複が避けられないこと，また，公開すれば，過去の試験問題の暗記等による単なる知識の詰込みや受験テクニックのみによる受験を助長するおそれがあることなどから，従来，非公開としてきましたが，受験者からの要望などを踏まえて，司法書士試験筆記試験及び土地家屋調査士試験筆記試験の問題を平成 11 年度から公開することとしたものです。なお，試験の公正確保の観点から試験時間中の退出者は問題の持ち帰りはできないこととしております。

c 既出及び未出の判例の理解と暗記

後掲<民法の重要判例（平成 25 年 1 月～平成 30 年 4 月）>参照

④ 特別検討事項

a 複雑な事例問題

cf. 近年は，時効を題材とする複数の事例問題が出題されることが多い。

H30-15

Aは，Bに対する貸金債権(元金のほか，利息及び遅延損害金を含む。)を担保するために，Bから，構成部分の変動する集合動産を目的とする譲渡担保として，甲倉庫内にある全ての鋼材についての帰属清算型の譲渡担保権の設定を受け，占有改定の方法によりその引渡しを受けた。この事例に関する次のアからオまでの記述のうち，判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは，後記 1 から 5 までのうち，どれか。

ア Bは，Aに対する譲渡担保権の設定に先立ち，Cに対して，甲倉庫内にある全ての鋼材を目的とする譲渡担保権を設定し，占有改定の方法による引渡しをしていたが，その事実をAに伝えていなかった。この場合において，BがAに対する貸金債務の弁済期を徒過したときは，Aは，譲渡担保権を実行することができる。

イ Bは，Aに対する譲渡担保権設定後，通常の営業の一環として，Cに対して，甲倉庫内にある鋼材の一部を売却し，Cの管理する乙倉庫に搬入した。この場合において，Bが貸金債務の弁済期を徒過していたとき

であっても、Aは、乙倉庫に搬入された鋼材について譲渡担保権を実行することができない。

ウ 甲倉庫内にある全ての鋼材は、BがCから買い受けたものであるが、Bはその代金をCに支払っていなかった。この場合において、Cが動産売買の先取特権に基づいて、甲倉庫内にある鋼材の競売の申立てをしたときは、Aは、譲渡担保権を主張して、当該競売手続の不許を求めることができない。

エ Aが譲渡担保権を実行しようとした際には、5年分の遅延損害金が発生していた。この場合において、Aの譲渡担保権によって担保される遅延損害金の範囲は、最後の2年分に限られない。

オ Bが貸金債務の弁済期を徒過した後、Aは、Cに対して、甲倉庫内にある全ての鋼材を売却した。この場合において、AがBに対して清算金支払債務を負うときは、Bは、Aが清算金支払債務を履行するまでの間に、Aに対する貸金債務の弁済をすれば、Cに対して、鋼材の所有権を主張することができる。

- 1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 ウオ

[4]

[近年の時効に関する問題]

H29-6

Aは、Bに対し、返還の時期を平成18年11月1日として、金銭を貸し付けた。この消費貸借契約に基づくAの貸金債権（以下「本件貸金債権」という。）の消滅時効に関する次のアからオまでの記述のうち、**判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。**

なお、当該消費貸借契約の締結は、商行為に当たらないものとする。

ア Bは、平成28年12月1日、本件貸金債権の時効完成の事実を知らないで、Aに対し、本件貸金債権の存在を承認した。この場合、Bは、同月20日に本件貸金債権の消滅時効を援用することができる。

イ Aは、本件貸金債権を担保するため、C所有の土地に抵当権の設定を受けた。Bは、平成27年6月1日、Aに対し、本件貸金債権の存在を承認した。この場合、Cは、平成28年12月20日に本件貸金債権の消滅時効を援用することができない。

ウ Cは、Aとの間で、本件貸金債権に係る債務を主たる債務として連帯保証契約を締結した。Bは、平成28年12月1日、Aに対し、本件貸金債権の消滅時効の利益を放棄する旨の意思表示をした。この場合、Cは、同月20日に本件貸金債権の消滅時効を援用することができない。

エ Cは、Aとの間で、本件貸金債権に係る債務を主たる債務として連帯保証契約を締結した。平成27年6月1日、Bは死亡し、CがBを単独相続した。Cは、平成28年6月1日、主たる債務を相続したことを知りつつ、保証債務の履行として、その一部の弁済をした。この場合、Cは、同年12月20日に本件貸金債権の消滅時効を援用することができる。

オ Bは、平成27年6月1日、本件貸金債権に係る債務の一部の弁済をした。BとCは、同年7月1日、Aを害することを知りながら、Bの唯一の財産である土地について贈与契約を締結し、Cへの所有権の移転の

登記がされた。それを知ったAは、平成 28 年 12 月 1 日、当該贈与契約の取消しを求める詐害行為取消請求訴訟を提起した。この場合、Cは、同月 20 日に本件貸金債権の消滅時効を援用することができない。

- 1 アウ 2 アオ 3 イエ 4 イオ 5 ウエ

H28-6

AとBとは、A所有の中古自動車（以下「本件自動車」という。）をBに対して代金 150 万円で売り、Bが代金のうち 50 万円を直ちに支払い、残代金をその 2 週間後に本件自動車の引渡しと引換えに支払う旨の合意をした。この事例に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

ア Bは、引渡しを受けた本件自動車のエンジンが壊れていたため、Aに対し、瑕疵担保責任に基づいて損害賠償の請求をすることを考えている。この損害賠償請求権の消滅時効は、Bが本件自動車の引渡しを受けた時から進行する。

イ Bは、約定の履行期が経過してもAが本件自動車の引渡しをしないため、売買契約に基づいて本件自動車の引渡しを請求することを考えている。この引渡請求権の消滅時効は、BがAに対して残代金に係る弁済の提供をした時から進行する。

ウ Bは、残代金を支払わないうちに被保佐人となったが、保佐人の同意を得ないで残代金の支払債務の承認をした。この場合には、AのBに対する残代金の支払請求権について、時効中断の効力は生じない。

エ Aは、約定の履行期に本件自動車を引き渡したが、Bが残代金の支払をしないため、Bに対し、残代金のうち 60 万円について、一部請求である旨を明示して、代金支払請求の訴えを提起した。この訴えの提起によっては、残代金のうち残部の 40 万円の支払請求権について、裁判上の催告としての時効中断の効力は生じない。

オ Aは、約定の履行期に本件自動車を引き渡したが、代金は 50 万円であって支払済みである旨主張し始めたBから、債務不存在確認の訴えを提起された。この訴訟において、AがBに対する残代金の支払請求権の存在を主張して請求棄却の判決を求めた場合には、この支払請求権について、時効中断の効力が生ずる。

- 1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

H26-6

Aは、Bとの間で、A所有の中古車をBに売り渡す旨の売買契約を締結し、売買代金の支払期限を平成 15 年 10 月 1 日と定めた。この事例に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし、平成 26 年 7 月 6 日の時点でAのBに対する売買代金債権について消滅時効が完成していないものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

なお、当該売買契約の締結は、商行為に当たらないものとする。

- ア Aは、平成 25 年 9 月 1 日、B に対し、当該売買代金の支払を求める訴えを提起したものの、平成 26 年 3 月 1 日、その訴えを取り下げた。
- イ Aは、平成 20 年 9 月 1 日、後見開始の審判を受け、成年後見人が選任されたものの、平成 25 年 9 月 1 日、当該成年後見人が死亡し、同年 11 月 1 日、新たな成年後見人が選任された。
- ウ Aは、平成 25 年 9 月 1 日、B に対し、当該売買代金の支払を求め、民事調停法に基づき調停の申立てをしたものの、平成 26 年 5 月 1 日、調停が不成立によって終了したため、同月 15 日、B に対し、当該売買代金の支払を求める訴えを提起した。
- エ Aは、平成 20 年 9 月 1 日、B に対し、当該売買代金の支払を求める訴えを提起し、平成 21 年 7 月 1 日、その請求を認容する判決が確定した。
- オ Aは、平成 25 年 9 月 1 日及び同年 11 月 1 日の 2 回にわたり、B に対し、書面により当該売買代金の支払を請求したものの、B がその請求に応じなかったことから、平成 26 年 4 月 1 日、B に対し、当該売買代金の支払を求める訴えを提起した。
- 1 アイ 2 アオ 3 イエ 4 ウエ 5 ウオ

H25-6

次の【事例】における本件貸金債権が時効によって消滅したかどうかに関する次のアからオまでの記述のうち、時効によって消滅したとする C の見解の根拠となるものとして適切でないものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

【事例】

Aは、平成 11 年 7 月 1 日、B に対する 500 万円の貸金債権（以下「本件貸金債権」という。）を被保全債権とし、B 所有の不動産（以下「本件不動産」という。）に対する仮差押命令を得て、同月 5 日、仮差押えの登記をした。

Aは、平成 13 年 3 月、B に対し、本件貸金債権の支払を求める訴えを提起し、同年 6 月 1 日、A の請求を認容する判決が確定したものの、本件不動産に抵当権が設定されていたため、強制競売の申立てをしなかった。

B が平成 24 年 1 月に死亡した後、その唯一の相続人 C は、A に対し、本件貸金債権は平成 23 年 6 月 1 日の経過により時効によって消滅したとして債務不存在確認の訴えを提起し、A は、仮差押えによる時効中断の効力が継続しているとして争った。

なお、本件不動産には、A の仮差押えの登記が存しており、仮差押命令の取消し、申請の取下げ等によって仮差押命令の執行保全の効力が消滅した事実はない。

ア 不動産に対する仮差押えの執行手続は、仮差押命令に基づき仮差押えの登記がされ、当該仮差押命令が債務者に送達された時に終了すると解するのが相当である。

イ 仮差押命令は、被保全権利及び保全の必要性を疎明するだけで発せられ、執行されるものであり、権利の

存在に関する公の証拠となるものではない。

ウ 債務者は、本案の訴えの不提起又は事情の変更による仮差押命令の取消しを求めることができる。

エ 仮差押えの後、被保全債権について仮差押債権者が提起した本案の勝訴判決が確定した場合には、仮差押えによる時効中断の効力は、確定判決の時効中断の効力に吸収されると解するのが相当である。

オ 民法は、仮差押えと裁判上の請求とを別個の時効の中断事由として規定している。

- 1 アイ 2 アエ 3 イオ 4 ウエ 5 ウオ

b 不動産の物権変動

[不動産の物権変動に関する問題の出題実績]

H14	全般	H23	取消し
H15	—	H24	全般
H16	全般(詐欺, 遺言)	H25	相続関係と登記
H17	全般(取消し, 解除等)	H26	取得時効
H18	取得時効	H27	取消し及び解除等
H19	二重譲渡	H28	全般
H20	全般(詐欺, 相続等)	H29	全般
H21	遺産分割	H30	—
H22	解除		

c 用益権

H30-11

地役権に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 地役権者がその権利の一部を行使しないときは、その部分のみが時効によって消滅する。

イ 地役権を設定する際には、地役権者が承役地の所有者に対して支払うべき土地使用の対価の額を定めなければならない。

ウ 土地の共有者の一人が時効によって地役権を取得したときは、他の共有者も、これを取得する。

エ 要役地の所有権とともに地役権が移転した場合、要役地の所有権の移転の登記がされていても、地役権の移転の登記をしていなければ、地役権の移転を受けた者は、これを第三者に対抗することができない。

オ 地役権者は、承役地を不法占有する第三者に対し、地役権に基づく返還請求権を行使することができない。

1 アウ	2 アオ	3 イウ	4 イエ	5 エオ
------	------	------	------	------

[4]

[用益権の出題実績]

H18	賃借権, 地上権	H25	地上権, 賃借権
H19	—	H26	地上権, 永小作権, 地役権
H20	地役権	H27	地役権
H21	(通行)地役権	H28	地上権
H22	地上権, 永小作権, 賃借権	H29	地上権, 地役権
H23	地役権	H30	地役権
H24	地上権, 地役権		

d 物上代位

H30-12-エ

前掲

H30-14-ア

前掲

[物上代位の出題実績]

H12-14	抵当権者による物上代位権の行使と目的債権の譲渡(推論問題)
H15-15	賃料債権に対する物上代位権の行使の可否(推論問題)
H17-14-イ	抵当権者自身による差押えの要否
H17-14-ウ	抵当権者による物上代位権の行使と目的債権の譲渡
H18-15-イ・ウ	動産売買の先取特権に基づく物上代位権の行使の可否
H18-16-ウ	賃料債権に対する物上代位権の行使の可否
H19-15	転貸賃料債権に対する物上代位権の行使の可否(推論問題)
H20-15	「差押え」の趣旨(推論問題)
H21-15-ウ	譲渡担保権に基づく物上代位権の行使の可否
H23-13-オ	賃料債権に対する物上代位権の行使の時期

H23-13-エ	抵当権者による物上代位権の行使と目的債権の譲渡
H23-13-ウ	転貸賃料債権に対する物上代位権の行使の可否
H24-13-オ	賃料債権に対する抵当権者の物上代位による差押えと当該債権への敷金の充当
H25-12	物上代位に関する未出判例
H26-12-オ	抵当権者による物上代位権の行使と目的債権の譲渡
H27-15-ア	集合動産譲渡担保権に基づく物上代位権の行使の可否
H28-12-ウ	転貸賃料債権に対する物上代位権の行使の可否
H28-12-オ	賃料債権に対する抵当権者の物上代位による差押えと当該債権への敷金の充当
H29-18-ウ	賃料債権に対する抵当権者の物上代位による差押えと当該債権への敷金の充当

関連判例

一般債権者による債権の差押えの処分禁止効は差押命令の第三債務者への送達によって生ずるものであり、他方、抵当権者が抵当権を第三者に対抗するには抵当権設定登記を経由することが必要であるから、債権について一般債権者の差押えと抵当権者の物上代位権に基づく差押えが競合した場合には、両者の優劣は一般債権者の申立てによる差押命令の第三債務者への送達と抵当権設定登記の先後によって決せられ、その差押命令の第三債務者への送達が抵当権者の抵当権設定登記より先であれば、抵当権者は配当を受けることができない（最判平 10. 3. 26）。

e 法定地上権

[法定地上権の出題実績]

H12-16, H16-16, H17-15, H21-14, H23-14, H25-14, H26-13, H28-13, H29-13

関連判例

- ① 所有者が土地及び地上建物に共同抵当権を設定した後に立て替えた新建物に土地の抵当権と同順位の共同抵当権を設定した場合であっても、新建物についての抵当権の被担保債権に優先する国税について執行裁判所に対し交付要求がされたときには、新建物のために法定地上権は成立しない（最判平 9. 6. 5）。
- ② 土地をABC（BCは、Aの妻子）が共有し、地上の建物をAが別の8名の共有者と共有していた事案について、BCがその持分に基づく土地に対する使用収益権を事実上放棄し、Aの処分委ねていたことなどにより法定地上権の成立をあらかじめ容認していたとみることができるような特段の事情がある場合でない限り、共有土地について法定地上権は成立しない（最判平 6. 12. 20）。

f 譲渡担保

H30-15

前掲

[譲渡担保の出題実績]

H11-9	譲渡担保全般
H12-17	構成部分の変動する集合動産を目的とする集合物譲渡担保権と動産売買先取特権に基づいてされた動産競売の不許を求める第三者異議の訴え
H18-14	担保物権の通有性
H19-12-イ・ウ	後順位譲渡担保権者による私的実行，集合動産譲渡担保
H21-15	譲渡担保全般
H22-12-オ	清算金支払請求権と譲渡担保
H23-15	集合動産譲渡担保
H24-15	譲渡担保全般
H25-12-4	集合物譲渡担保権に基づく物上代位権の行使の可否
H26-15	不動産を目的とする譲渡担保
H27-15	譲渡担保
H28-15	譲渡担保
H29-15	非典型担保（ただし，イ：代理受領）

関連判例

- ① 不動産を目的とする譲渡担保において，被担保債権の弁済期前に譲渡担保権者の債権者が目的不動産を差し押さえた場合は，少なくとも，設定者が弁済期までに債務の全額を弁済して目的不動産を受け戻したときは，設定者は，第三者異議の訴えにより強制執行の不許を求めることができる（最判平 18.10.20）。
cf. 弁済期後の差押え：H26-15-ア
- ② 対抗要件を備えた集合動産譲渡担保の設定者がその目的物である動産につき通常の営業の範囲を超える売却処分をした場合，当該処分は上記権限に基づかないものである以上，譲渡担保契約に定められた保管場所から搬出されるなどして当該譲渡担保の目的である集合物から離脱したと認められる場合でない限り，当該処分の相手方は目的物の所有権を承継取得することはできない（最判平 18.7.20）。
cf. 通常の営業の範囲内の処分：H30-15-イ，H23-15-エ
cf. 後順位譲渡担保権者による私的実行：H30-15-フ，H24-15-エ，H19-12-イ

- ③ 買戻特約付売買契約の形式が採られていても、目的不動産の占有の移転を伴わない契約は、特段の事情のない限り、債権担保の目的で締結されたものと推認され、その性質は譲渡担保契約である（最判平 18.2.7）。

g 親子関係

H30-21

認知に関する次のアからオまでの記述のうち、**判例の趣旨に照らし正しいもの**の組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

ア 父は、子が出生した後でなければ、その子を認知することができない。

イ 認知された子は、その認知が真実に反することを理由として、認知無効の訴えを提起することができる。

ウ 成年の子を認知するためには、その承諾を得なければならない。

エ 血縁上の親子関係がない者を認知した者は、認知の時にそのことを知っていたときは、自らした認知の無効を主張することができない。

オ 嫡出でない子の出生後にその血縁上の父母が婚姻し、その婚姻中に父が子を認知したときは、子はその出生の時に遡って嫡出子の身分を取得する。

1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

[3]

関連判例

- ① 保存された男性の精子を用いて当該男性の死亡後に行われた人工生殖により女性が懐胎し出産した子と当該男性との間に、法律上の親子関係の形成は認められない（最判平 18.9.4）。
- ② 女性が自己以外の女性の卵子を用いた生殖補助医療により子を懐胎し出産した場合においても、出生した子の母は、その子を懐胎し出産した女性であり、出生した子とその子を懐胎、出産していない女性との間には、その女性が卵子を提供していたとしても、母子関係の成立は認められない（最決平 19.3.23）。
- ③ 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律に基づき男性への性別の取扱いの変更の審判を受けた者の妻が婚姻中に懐胎した子は、妻との性的関係の結果もうけたものであり得なくても、夫の子と推定される（最決平 25.12.10）。
- ④ 認知者は、民法 786 条に規定する利害関係人に当たり、自らした認知の無効を主張することができ、この理は、認知者が血縁上の父子関係がないことを知りながら認知をした場合においても異なる（最判平 26.1.14）。
- ⑤ 夫と子との間に生物学上の父子関係が認められないことが科学的証拠により明らかであり、かつ、夫と妻が既に離婚して別居し、子が親権者である妻の下で監護されているという事情があっても、子の身分関係の

法的安定を保持する必要が当然になくなるものではないから、上記の事情が存在するからといって、772 条による嫡出の推定が及ばなくなるものとはいえず、親子関係不存在確認の訴えをもって当該父子関係の存否を争うことはできない（最判平 26. 7. 17）。

- ⑥ 夫と子との間に生物学上の父子関係が認められないことが科学的証拠により明らかであり、かつ、子が、現時点において夫の下で監護されておらず、妻及び生物学上の父の下で順調に成長しているという事情があっても、子の身分関係の法的安定を保持する必要が当然になくなるものではないから、上記の事情が存在するからといって、772 条による嫡出の推定が及ばなくなるものとはいえず、親子関係不存在確認の訴えをもって当該父子関係の存否を争うことはできない（最判平 26. 7. 17）。

h 後見関係

[後見の出題実績]

H12-22（親権又は未成年者の後見）、H14-20（未成年後見人と成年後見人）、H22-21（未成年後見及び成年後見）、H27-21（成年後見）、H28-21-ウ、H29-21（未成年後見）

(3) 刑法

① 出題実績

		設 問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	24		H25-26-ア		H25-26-オ	
	25		S62-26-1	S63-25-3	S62-26-4	
	26				H27-24-エ	

② 出題傾向

a 判例趣旨問題の出題

b 財産罪の出題

[財産罪の出題実績]

H12	窃盗罪	H22	強盗罪
H13	強盗罪	H23	窃盗罪
H14	詐欺罪	H24	—
H15	不動産侵奪罪	H25	—
H16	窃盗罪	H26	詐欺罪
H17	恐喝罪	H27	強盗罪
H18	詐欺罪	H28	窃盗罪
H19	窃盗罪, 盗品等に関する罪	H29	横領罪等
H20	窃盗罪, 横領罪	H30	—
H21	詐欺罪		

c 長期間隔論点の出題

H30-25 (自首)

cf. H29-24 (住居侵入罪等), H28-24 (間接正犯), H28-26 (国家的法益に対する罪), H26-25 (罪数), H25-24 (因果関係), H24-26 (放火罪), H23-24 (故意), H23-25 (住居侵入罪等)

③ 対策

a 事例問題への対策

b 過去に出題されたテーマに関する判例の理解と暗記

c 平成 25 年の一部改正(刑の一部の執行猶予制度の創設等)

平成 28 年 6 月 1 日施行

d 平成 29 年の一部改正(性犯罪規定)

平成 29 年 7 月 13 日施行

④ 特別検討事項

なし

(4) 会社法及び商法

① 出題実績 (会社法の出題が開始された H18 以降の過去問に限る。)

		設 問 ※				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	27			H20-28-ウ		H26-27-イ
	28					H26-29-ア
	29					
	30					
	31		H19-31-ウ	H21-29-エ		
	32	H23-27-ア			H22-32-ウ	
	33		H26-33-ア	(H26-33-イ)		
	34					H24-34-ウ
	35					

※ 第 32 問は、ア～オではなく、1～5である。

② 出題傾向

a 頻出論点の定着

会社法に基づく出題は H18 からであるが、H30 までの 13 年間の出題実績を見ると、大きな括りではあるが、頻出論点の定着がみられる。

[会社法の頻出論点]

設 立	H18-32, H19-28, H20-28, H21-27, H22-27, H23-27, H24-27, H25-27, H26-27, H27-27, H28-27, H29-27, H30-27
株 式	H18-30, H19-29, H19-30, H20-29, H20-30, H20-31, H21-28, H22-28, H23-28, H24-28, H25-28, H25-29, H26-28, H26-29, H27-28, H28-28, H28-29, H29-28, H29-29, H30-28
機関・役員等	H18-31, H18-33, H18-35, H19-31, H20-32, H20-33, H20-34, H21-29, H22-29, H22-30, H22-31, H23-30, H23-31, H24-30, H24-31, H25-30, H25-31, H25-32, H26-30, H26-31, H27-29, H27-30, H28-30, H28-31, H29-30, H29-31, H30-30, H30-31
計 算	H18-28, H19-32, H21-30, H22-32, H23-32, H29-32
持分会社	H19-34, H20-35, H21-31, H23-34, H24-33, H25-34, H26-32, H27-32, H28-32, H29-33, H30-32

組織再編行為	H18-29, H19-35, H21-33, H21-34, H23-33, H24-34, H25-33, H26-34, H27-34, H28-33, H29-34, H30-34
--------	--

b 商法の 10 年連続出題

H30-35 (場屋営業)

cf. H29-35 (商号), H28-35 (商人の支配人), H27-35 (商事消滅時効), H26-35 (商行為), H25-35 (商行為), H24-35 (商業使用人), H23-35 (商人間の売買), H22-35 (問屋及び商事仲立人), H21-35 (商人)

c 判例趣旨問題の出題

H30-28 (非公開会社である取締役会設置会社における株式の取得), H30-30 (株式会社と取締役との間の取引)

cf. H28-28 (株式の担保化), H27-31 (株式会社の解散と清算), H27-35 (商事消滅時効), H26-28 (株式の相続による共有), H26-31 (取締役の忠実義務), H26-35 (商行為), H25-32 (会社法 429 条 1 項の法意), H25-35 (商行為), H24-30 (利益相反取引), H24-32 (事業譲渡), H24-35 (商業使用人), H23-35 (商人間の売買), H22-31 (表見取締役の責任), H22-34 (会社法上の訴え), H21-35 (商人)

d 平成 26 年会社法一部改正の出題

H30-30-ウ

教授： 次に、監査等委員会設置会社以外の取締役会設置会社が取締役に対して金銭を貸し付けた場合において、自己のために貸付けを受けた取締役が約定に違反して弁済をせず、当該取締役会設置会社に損害が生じたときは、当該取締役の会社法上の責任については、どのような規律がありますか。

学生： 当該貸付けにつき取締役会の承認を受けたか否かにかかわらず、当該取締役は、その任務を怠ったものと推定され、当該取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任は、任務を怠ったことが当該取締役の責めに帰することができない事由によるものであることをもって免れることができないこととされています。

[○：会社 423Ⅲ]

* 取締役（監査等委員であるものを除く。）が利益相反取引（会社法 356 条 1 項 2 号又は 3 号）につき監査等委員会の承認を受けた場合には、当該取引によって株式会社に損害が生じたときでも、取締役は、その任務を怠ったものと推定されない（同法 423 条 4 項）。

H30-34-1

吸収合併存続株式会社が吸収合併消滅株式会社の特別支配会社である場合であっても、吸収合併消滅株式会社の反対株主は、吸収合併消滅株式会社に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

[○：会社 797Ⅱ②]

H30-pm32-1

株式会社（特例有限会社を除く。）の監査役は、監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めによる変更の登記は、解散の登記の日より後に生じた事由として登記の申請をすることができない。

[×：会社 911Ⅲ⑩]

- cf. H29-pm30-ア（募集株式が譲渡制限株式会社である場合等の総数引受契約）、H29-pm31-エ（新株予約権無償割当てに関する割当通知）
- cf. H28-27-エ（設立時の払込みの仮装）、H28-30-オ（監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社の機関設計）、H28-31（監査役会設置会社と監査等委員会設置会社との異同）、H28-33-エ（詐害的な会社分割）、H28-34（特定責任追及の訴え）、H28-pm31-イ（譲渡制限株式会社である募集株式に係る総数引受契約の承認）、H28-pm31-ウ（支配株主の異動を伴う募集株式の発行）
- cf. H27-30-イ（監査役は、監査の範囲の登記）、H27-pm29-イ（監査役による会計監査人の解任議案の決定に係る書面の添付の要否）

平成 26 年の会社法一部改正

改正事項

- ① 子会社等及び親会社等の定義の創設
- ② 監査等委員会設置会社制度【H30-am30-ウ、H28-am31、H28-pm37】
- ③ 社外取締役及び社外監査役の要件【H30-pm37】
- ④ 発行可能株式総数【株式の併合関係：H30-pm37】
- ⑤ 株式買取請求に係る株式等の買取りの効力が生ずる時等
- ⑥ 株式買取請求に係る株式等に係る価格決定前の支払制度
- ⑦ 株主名簿等の閲覧等の請求の拒絶事由
- ⑧ 全部取得条項付種類株式の取得
- ⑨ 特別支配株主の株式等売渡請求
- ⑩ 株式の併合により端数となる株式の買取請求

- ⑪ 募集株式が譲渡制限株式会社である場合等の総数引受契約【H29-pm30-7, H28-pm31-イ】
- ⑫ 支配株主の異動を伴う募集株式の発行等【H28-pm31-ウ】
- ⑬ 仮装払込みによる募集株式の発行等【H28-am27-エ】
- ⑭ 新株予約権無償割当てに関する割当通知【H29-pm31-エ】
- ⑮ 社外取締役を置いていない場合の理由の開示
- ⑯ 会計監査人の選任等に関する議案の内容の決定【H27-pm29-イ】
- ⑰ 企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備
- ⑱ 取締役及び監査役の責任の一部免除
- ⑲ 親会社による子会社の株式等の譲渡
- ⑳ 会社分割等における債権者の保護【H28-am33-エ】
- ㉑ 組織再編等の差止請求
- ㉒ 略式組織再編、簡易組織再編等における株式買取請求【H30-am34-イ】
- ㉓ 準備金の計上に関する特則
- ㉔ 株主総会等の決議の取消しの訴えの原告適格【H28-am34】
- ㉕ 株主代表訴訟の原告適格の拡大等
- ㉖ 監査役 of 監査の範囲に関する登記【H30-pm32-イ, H27-am30-イ】

e 会社法の立案担当者の見解の出題

H30-27-オ

発起設立の場合において、設立時発行株式 1 株のみを引き受けた発起人が、出資の履行をせず、設立時発行株式の株主となる権利を失ったときであっても、他の発起人が引き受けた設立時発行株式につき出資した財産の価額が定款に記載された設立に際して出資される財産の価額又はその最低額を満たしているときは、株式会社の設立の無効事由とはならない。

[×：相澤・会社法解説 P 17, 相澤等・論点解説 P 30]

H30-34-オ

吸収合併消滅株式会社の代表取締役が効力発生日後吸収合併の登記の前に第三者に対し吸収合併消滅株式会社所有していた不動産を譲渡した場合には、吸収合併存続株式会社が吸収合併により当該不動産を取得したことは、当該第三者が悪意であるときであっても、当該第三者に対抗することができない。

[○：相澤・会社法解説 P 190, 相澤等・論点解説 P 705]

cf. H29-27-7, H29-29-1, H29-29-2, H29-29-5

cf. H28-27-エ, H28-28-7, H28-32-4, H28-32-5, H28-33-7, H28-33-エ

③ 対 策

- a 会社法の正確な理解と暗記

- b 商法の対策

- c 旧商法下の判例の理解と暗記

④ 特別検討事項

a 問題開始前の注書き

[会社法等の問題開始前の注書きの有無及びその内容]

	会社法	商業登記法
H18	【注】 第 28 問から第 35 問までの試験問題については、問題文に明記されている場合を除き、定款に法令の規定と異なる別段の定めがないものとして、回答すること。	【注】 第 28 問から第 35 問までの試験問題については、問題文に明記されている場合を除き、定款に法令の規定と異なる別段の定めがないものとして、回答すること。
H19	—	—
H20	第 28 問から第 35 問までの試験問題については、問題文に明記されている場合を除き、定款に法令の規定と異なる別段の定めがないものとして、解答すること。 ※	—
H21	—	—
H22	—	第 28 問から第 33 問までについては、問題文中の株式会社には特例有限会社を含まないものとして、解答しなさい。
H23 ～ H30	第 27 問から第 34 問までの試験問題については、問題文に明記されている場合を除き、定款に法令の規定と異なる別段の定めがないものとして、解答してください。	—

※ H20-31-ウは、「株式会社が株式の分割をする場合において、株式買取請求をすることが認められるときがある。」という問題であった。

「問題文に明記されている場合を除き、定款に法令の規定と異なる別段の定めがないものとして、解答する」以上、H20-31-ウは、種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めはないものとし、当該定款の定めがない以上、株式の分割をする場合において、株式買取請求権をすることが認められるときはない（＝誤り）と判断するはずである。

しかし、法務省は、H20-31-ウを「正しい」と判断することを前提として出題している。

b 検査役の選任の申立て

H30-27-4

発起設立の場合において、現物出資の目的財産である甲土地について定款に記載された価額が 2000 万円であって、財産引受けの目的財産である乙建物について定款に記載された価額が 400 万円であるときは、甲土地について定款に記載された価額が相当であることについて、監査法人の証明及び不動産鑑定士の鑑定評価を受けたときであっても、発起人は、乙建物に関する定款の記載事項を調査させるため、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをしなければならない。

〔○：会社 33X①参照〕

H30-pm30

金銭以外の財産を出資の目的とする募集株式の発行による変更の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

ア 弁済期の到来した第三者に対する金銭債権を出資の目的とする場合において、会社が募集事項の決定の際に当該金銭債権の価額を 1000 万円と定めていたときは、その価額が相当であることについて当該会社の監査役である弁護士の証明を記載した書面及びその附属書類を添付して、募集株式の発行による変更の登記を申請することができる。

イ 普通株式 2000 株のみを発行している会社が、その発行した償還期の到来していない社債を出資の目的とし、かつ、募集事項の決定の際に当該社債の価額を 800 万円と定めていた場合において、募集株式を引き受けようとする者が募集に係る普通株式 200 株の総数の引受けを行う契約を締結したときは、検査役の調査報告を記載した書面及びその附属書類を添付しなければ、募集株式の発行による変更の登記を申請することができない。

ウ 普通株式 2000 株のみを発行している会社が、製造機械を出資の目的とし、かつ、募集事項の決定の際に当該機械の価額を 500 万円と定めていた場合において、募集株式の引受人に対し新たにその発行する普通株式 200 株及び自己株式 50 株を割り当てるときは、検査役の調査報告を記載した書面及びその附属書類を添付しないで、募集株式の発行による変更の登記を申請することができる。

エ 市場価格のある有価証券を出資の目的とし、かつ、会社が募集事項の決定の際に当該有価証券の価額を 900 万円と定めていた場合において、当該有価証券を当該会社に給付した日におけるその市場価格が 1000 万円であるときは、当該市場価格を証する書面を添付して、募集株式の発行による変更の登記を申請することができる。

オ 不動産の賃借権を出資の目的とする場合において、会社が募集事項の決定の際に当該賃借権の価額を 2000 万円と定めていたときは、その価額が相当であることについて税理士の証明及び不動産鑑定士の鑑定評価を

記載した書面並びにその附属書類を添付して、募集株式の発行による変更の登記を申請することができる。

- 1 アイ 2 アエ 3 イウ 4 ウオ 5 エオ

[4]

(5) 民事訴訟法，民事執行法及び民事保全法

① 出題実績

		設 問 ※				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	1	H25-2-ア		H2-3-3		(H15-4-オ)
	2	H19-1-エ			H23-3-オ	H23-3-ウ
	3					
	4	H27-1-イ	H17-2-イ			H3-2-5
	5					
	6	H3-8-1	H13-6-オ	H9-7-1	H3-8-5	H20-6-ウ
	7	H16-7-ア	S58-6-2	H1-8-5	H16-7-ウ	H16-7-オ

② 出題傾向

a 過去問レベルの知識の出題

b 判例趣旨問題の出題

H30-1 (訴訟の承継), H30-2 (確認の訴え), H30-3 (文書の証拠調べ)

cf. H29-4, H28-1, H28-2, H28-3, H28-5, H28-6

c 近年の改正法の出題

③ 対 策

a 過去問の徹底的な演習と分析

b 判例の理解と暗記

○ 未出の改正事項の習得

[近年の改正法からの出題(民事訴訟法)]

改正年	内 容	出題実績
H15	計画審理	—
	証拠収集等の手続	H18-3
	専門委員	—
	鑑定	—
	知的財産権関係事件の管轄等	—
	簡易裁判所の機能の充実	H29-3-オ (和解に代わる決定)
H16	民事訴訟手続等のオンライン化	—
	督促手続のオンライン化	—
	その他(電磁的記録による管轄裁判所についての合意)	—
H23	国際裁判管轄法制の整備	—

[近年の改正法からの出題(民事保全法)]

改正年	改正内容	出題実績
H15	不動産の明渡執行の実効性の確保 ・債務者を特定しないで発する占有移転禁止の仮処分命令	H28-6-エ, H24-6-イ, H19-6-エ
	知的財産権関係事件の管轄等	—
H23	国際裁判管轄法制の整備	—

[近年の改正法からの出題(民事執行法)]

改正年	内 容	出題実績
H15	担保不動産収益執行	—
	民事執行法上の保全処分の強化 ・相手方を特定しないで発する売却のための保全処分 等	— ※
	競売不動産の内覧	—
	差押禁止動産	—
	養育費等の履行確保	H24-7
	不動産の明渡執行の実効性の確保 ・承継人等を特定しないで付与する承継執行文 ・明渡しの催告	—
	間接強制	H29-7, H20-7-7
	動産競売	—
	財産開示	—
H16	裁判所内部の職務分担の合理化 ・裁判所書記官による物件明細書の作成	—
	最低売却価額制度の見直し	—
	その他の不動産競売手続の改善 ・剰余を生ずる見込みがない場合の措置	H19-7-オ
	少額訴訟債権執行制度	—
	扶養義務等に係る金銭債務についての間接強制制度	H24-7-7, H20-7-イ

※ H19-7-ウは、設問中において「価格減少行為」という平成 15 年改正により創設された用語を用いている。

④ 特別検討事項

a 特殊な論点の出題

H30-pm5

再審に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

ア 不服の申立てに係る判決が前に確定した判決と抵触することを再審事由とする場合には、再審期間の制限がある。

イ 再審の訴えを提起した当事者は、不服の理由を変更することができる。

ウ 裁判所は、決定で再審の請求を棄却する場合には、相手方を審尋しなければならない。

エ 確定した訴状却下命令に対しては、再審の申立てをすることができる。
 オ 裁判所は、再審開始の決定が確定した場合において、判決を正当とするときは、再審の筋求を却下しなければならない。

1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

[4]

b 基本的事項の出題

H30-pm5

占有移転禁止の仮処分命令の執行後に係争物を占有した者は、その執行がされたことを知って占有したもののみなされる。

[4]

[過去の出題]

H20-pm6-1

仮の地位を定める仮処分命令の申立てにおいては、保全すべき権利又は権利関係及び保全の必要性は、証明しなければならない。

H27-pm2-1

当事者が補助参加について異議を述べたときは、補助参加人は、参加の理由を証明しなければならない。

(6) 司法書士法及び供託法

① 出題実績

		設 問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	8	H27-8-エ	H23-8-ウ	H22-8-オ	H19-8-エ	
	9	H21-11-エ	H2-11-1			H21-11-オ
	10	H26-10-ウ	H28-11-オ	H22-9-エ	H24-10-ア	H24-10-エ
	11	H22-10-オ	H22-10-ウ	H13-8-5	H26-9-ウ	H15-10-エ

② 出題傾向

a 司法書士法

(a) 司法書士法 22 条及び 41 条の出題

H30-8-イ

(b) 旧司法書士法下の過去問事項の出題

H29-8

cf. H27-8, H26-8 (以上, 司法書士又は司法書士法人の義務), H25-8 (司法書士の義務), H20-8 (司法書士名簿の登録及び司法書士会への入退会), H19-8 (司法書士又は司法書士法人に対する懲戒)

b 供託法

供託規則, 弁済供託及び執行供託の出題

③ 対策

a 司法書士法

(a) 司法書士法の理解と暗記

(b) 平成 11 年度以前の過去問

b 供託法

(a) 上記論点の理解及び暗記

(b) 供託規則の改正

[未出の供託規則の改正]

<p>平成 27 年改正 (平成 27 年 10 月 13 日施行)</p>	<p>① 供託をしようとする者は、一定の事項の供託書への記載に代えて、法務大臣の指定する方式に従い当該事項を記録した電磁的記録媒体を当該供託書に添付することができる(供託規 13 条の 3 第 1 項前段)。</p> <p>② 供託振替国債について、その償還期限の3 日前を経過しているときは、その払渡しを請求することができない(供託規 23 条の 2 第 1 項)。</p>
<p>平成 28 年改正 (平成 28 年 1 月 1 日施行)</p>	<p>払渡しを請求する者が個人である場合において、その者が提示した個人番号カードにより、その者が本人であることを確認することができるときは、印鑑証明書の添付を省略することができる(供託規 26 条 3 項 2 号)。</p>
<p>平成 29 年改正① (平成 29 年 3 月 13 日施行)</p>	<p>払渡しを請求する者が個人である場合において、運転免許証、個人番号カード、在留カードその他の官庁又は公署から交付を受けた書類その他これに類するもの(氏名、住所及び生年月日の記載があり、本人の写真が貼付されたものに限る。)であつて、その者が本人であることを確認することができるものを提示し、かつ、その写しを添付したときは、印鑑証明書の添付を省略することができる(供託規 26 条 3 項 2 号)。</p>
<p>平成 29 年改正② (平成 29 年 4 月 1 日施行)</p>	<p>供託官は、金銭の供託をしようとする者が国である場合には、当該者の申出により、第 18 条の規定による供託物の納入(供託規 18 条)又は供託金の提出(同規 20 条 1 項)に代えて、国庫内の移換の手続による供託金の払込みを受けることができる(同規 20 条の 4 第 1 項)。</p>
<p>平成 30 年改正 (平成 30 年 7 月 1 日施行)</p>	<p>① 支配人その他登記のある代理人によつてオンラインによる供託(供託規 38 条)をする場合において、その申請書情報にその者が電子署名を行い、かつ、その者に係る電子証明書を当該申請書情報と併せて送信したときは、代理人の権限を証する書面を提示することを要しない(同規 39 条 6 項、39 条の 2 第 2 項)。</p> <p>② 登記された法人がオンラインによる供託(供託規 38 条)をする場合において、当該法人の会社法人等番号がその申請書情報と併せて送信され、これにより供託官が当該法人の登記情報を直ちに確認することができるときは、登記所の作成した代表者の資格を証する書面又は代理人の権限を証する書面を提示することを要しない(同規 39 条の 2 第 3 項)。</p>

④ 特別検討事項

なし

(7) 不動産登記法(択一式問題)

① 出題実績

		設 問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	12		H26-19-エ	H26-27-エ(仮登記)	H15-12-3	H6-14-2
	13			H24-13-イ		
	14					
	15	H24-15-エ	H26-19-ア	H24-15-ア		H12-15-ウ
	16				H23-14-イ (権利能力なき社団)	
	17	識別：H20-13-オ 完了：－	識別：－ 完了：－	識別：－ 完了：－	識別：－ 完了：－	識別：－ 完了：－
	18	H23-26-エ				
	19	H24-16-エ	H22-13-イ	H18-21-イ		H26-12-ウ
	20	H11-18-オ	H26-17-ア (遺贈)	H16-21-エ(可否) H22-14-ア(収用)	H16-21-ウ	
	21	H16-26-ウ				H18-14-エ
	22	H26 記述		H23-14-ア		
	23		H17-22-イ			H27-23-ウ (抵当権)
	24			S59-26-4	H26-23-ウ	
	25	(H23-21-イ)	(H29-26-ウ)		H4-29-2	H26-26-ア
	26	S58-20-4 (抵当権設定仮登記)	H25-26-ウ		H23-22-オ	H7-19-オ
27	H11-25-オ(贈与) H25-27-エ(更正)		H29-15-エ (住所変更)	H23-27	H12-11-エ	

② 出題傾向

a 頻出論点の枠

不動産登記法の択一式問題では、司法書士試験で出題される科目のうち、最も「頻出論点の枠」が多い。

【不動産登記法の頻出論点】

相 続 登 記	H12-23, H13-12, H14-23, H15-18, H15-21, H15-25, H16-26, H17-12, H17-12, H19-13, H20-24, H22-25, H25-17, H26-20, H27-25, H27-26, H28-24, H29-19, H29-20, H30-21
抵当権の登記	H12-16, H12-18, H13-16, H13-19, H13-23, H14-11, H14-16, H15-12, H16-18, H16-19, H17-22, H17-26, H18-22, H18-23, H19-18, H20-20, H21-25, H23-18, H23-19, H25-14, H25-24, H25-25, H26-22, H27-23, H28-22, H30-24
根抵当権の登記	H12-12, H12-13, H13-17, H13-27, H14-20, H15-26, H16-20, H17-19, H18-22, H19-19, H20-21, H21-26, H22-17, H23-20, H24-20, H24-21, H25-14, H25-25, H26-23, H27-23, H30-24
用益権の登記	H12-17, H13-25, H14-21, H15-23, H16-16, H17-23, H17-27, H18-16, H18-17, H18-27, H20-23, H22-16, H23-16, H23-17, H25-22, H27-22, H28-21, H29-22, H30-22
登録免許税	H12-11, H13-11, H14-18, H16-25, H17-18, H18-24, H19-17, H20-19, H21-24, H23-27, H24-27, H25-27, H28-27, H29-27, H30-27
登記上の利害関係を有する第三者	H13-13, H14-22, H15-15, H16-27, H17-21, H18-15, H19-25, H21-17, H26-14, H28-15
仮 登 記	H13-21, H14-12, H15-17, H16-13, H17-21, H19-23, H20-25, H21-19, H22-12, H23-22, H24-22, H25-16, H25-26, H27-24, H29-24, H29-25, H30-26
判決による登記	H12-26, H13-26, H15-13, H18-21, H19-15, H20-26, H22-24, H25-18, H26-16
区分建物の登記	H12-11, H13-24, H15-19, H18-25, H19-20, H22-20, H23-15, H24-19, H27-21, H28-20
信託の登記	H12-25, H14-25, H16-15, H21-20, H23-21, H26-26, H27-27, H29-26, H30-25
登記識別情報	H17-13 (通知), H18-18 (提供), H20-13 (通知), H23-12 (通知), H24-16 (提供), H26-12 (提供), H26-13 (失効の申出と有効証明), H27-12 (通知), H30-17 (通数) , H30-19 (提供)

b 総論（各論的総論を除く。）からの出題

H30-14（電子情報処理組織を使用する方法による不動産登記の申請）、H30-17（登記識別情報通知書及び登記完了証の通数）、H30-19（登記識別情報の提供）

cf. H29-13（登記原因証明情報）、H29-15（官公署が行う登記の申請又は嘱託）、H29-17（原本の還付）

cf. H28-14（不動産登記の申請の代理）、H28-25（電子情報処理組織を使用する方法によって行うことのできるもの）、H28-26（不動産登記における審査請求）

cf. H27-12（登記識別情報の通知）、H27-13（事前通知及び前の住所地への通知）、H27-17（職権による登記の抹消及び更正）、H27-19（付記登記）

cf. H26-12（登記識別情報の通知）、H26-13（登記識別情報の失効の申出と有効証明）、H26-15（登記原因証明情報）、H26-25（登記事項の証明等）

c 出題形式の充実

H30-13、H30-16（以上、表形式問題）、H30-17（登記記録問題）、H30-27（表形式問題）

cf. H29-13、H29-27（以上、表形式問題）

cf. H28-13（表形式問題）、H28-15、H28-20（以上、登記記録問題）、H28-21（メモによる登記記録問題）、H28-22（表形式問題）

cf. H27-14、H27-15、H26-14（以上、表形式問題）、H26-19、H26-22、H26-23、H25-16、H25-20、H25-21（以上、登記記録問題）、H25-23（表形式問題）、H25-24（登記記録問題）、H25-27、H24-13（以上、表形式問題）、H24-18、H24-20（以上、登記記録問題）、H24-21（表形式問題）、H24-23（登記記録問題）

* 登記記録問題には、ある登記記録の記録を前提とするもののほか、完了後の登記記録の記録を問うものもある（H24-18）。

③ 対策

a 過去問の徹底的な演習と分析

b 過去問数が少ない総論の分野（平成 16 年の改正事項）の対策

c 不動産登記関係法令等の理解と暗記

不動産登記関係法令等とは、不動産登記法、不動産登記令、不動産登記規則、不動産登記事務取扱手続準則、不動産登記法の施行に伴う登記事務の取扱いについて（通達）（平 17. 2. 25 民二 457 号）及び不動産登記記録例について（通達）（平 21. 2. 20 民二 500 号）をいう。

④ 特別検討事項

a 登記識別情報通知書と登記完了証の通数

H30-17

登記記録に次のような記録(抜粋)がある甲土地について、次のアからオまでの記述のうち、第1欄の申請人が第2欄の登記を書面により申請した場合において、第2欄の登記の完了後に登記所が交付した第3欄の登記識別情報を記載した書面(以下「登記識別情報通知書」という。)及び登記完了証の通数が正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、第1欄の申請人は、第2欄の登記を申請するに当たって、第3欄の書面の交付に関する申出をしていないものとする。

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
2	所有権移転	平成30年2月1日 第2000号	原因 平成30年2月1日売買 共有者 持分3分の2 A 3分の1 B

権 利 部 (乙 区) (所 有 権 以 外 の 権 利 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	抵当権設定	平成30年2月1日 第2001号	原因 平成30年2月1日金銭消費貸借 同日設定 債権額 金500万円 利息 年3% 債務者 A 抵当権者 C

	第1欄	第2欄	第3欄
ア	A及びB	錯誤を登記原因とする、A及びBの持分をそれぞれ2分の1ずつとする所有権の更正の登記	登記識別情報通知書 不交付 登記完了証 1通
イ	A、B及び受託者D	信託を登記原因とする共有者全員持分全部移転の登記及び信託の登記	登記識別情報通知書 1通 登記完了証 2通

ウ	第三者 E	贈与を登記原因として A の持分の全部の移転の登記手続を求める確定判決に基づき申請する当該持分全部移転の登記	登記識別情報通知書 1 通 登記完了証 2 通
エ	C の法定相続人である F 及び G	相続を登記原因とする抵当権の移転の登記	登記識別情報通知書 1 通 登記完了証 2 通
オ	A, B 及び C	弁済を登記原因とする抵当権の登記の抹消	登記識別情報通知書 不交付 登記完了証 2 通

1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

[4]

b 遺産分割による代償譲渡

H30-21-4

甲土地の所有権の登記名義人である A が死亡した場合において、A に配偶者 B 並びに子 C 及び D がいる。

A の遺産に関する遺産分割の調停調書に「C が甲土地を取得する代償として、C は、B に対して、C の所有する乙建物を譲渡する」旨の条項があるときは、B 及び C は、当該調停調書の正本を提供して、乙建物について、遺産分割による代償譲渡を登記原因とする所有権の移転の登記を申請することができる。

[×：平 21. 3. 13 民二 645 号]

[「遺産分割による代償譲渡」を登記原因とする所有権の移転の登記の可否]

① 最判平 20. 12. 11

[事案] 登記義務者 X が、登記権利者 A らと共同して、X 名義の建物について所有権の移転の登記を申請したところ、高知地方方法務局登記官から登記法 61 条所定の登記原因証明情報の提供がないことを理由に申請を却下する旨の決定を受けたため、その取消しを求めた。

[要旨] 遺産分割調停調書に、相続人 X が被相続人の遺産を取得した代償として X 所有の建物を他の相続人 A らに譲渡する旨の条項がある場合において、X が登記原因証明情報として上記調書を添付し A らと共同して行った上記建物の所有権の移転の登記の申請につき、上記調書上、上記建物の譲渡は、X の A らに対する代償金支払義務があることを前提としてその支払に代えて行われるものとははされておらず、その譲渡自体につき A らから X に対して反対給付が行われるものともされていないという事実関係の下では、上記条項による合意は、X が A らに対し遺産取得の代償として上記建物を無償で譲渡することを内容とするものであって、上記条項の記載は、登記の原因となる法律行為の特定に欠けるところがないということがで

き、登記原因証明情報の提供を欠くことを理由に上記申請を却下した処分は違法である。

[解説] 登記官の処分は、登記原因証明情報の提供がないことを理由として登記法 25 条 9 号の規定によりされたものであり、登記原因の記載の不備(同条 5 号, 不動産登記令 3 条 6 号)は、処分理由とされていない。そのため、「遺産分割による代償譲渡」という登記原因の記載が適法か否かについては判断を示していない。

- ② 登記原因を「平成年月日遺産分割による代償譲渡」とした所有権の移転の登記の申請は、受理されない(平成 21. 3. 13 民二 645 号)。

[解説] 所有権の移転の原因である法律行為の法的性質に応じて、登記原因を「遺産分割による贈与」(昭和 40. 12. 17 民事甲 3433 号)又は「遺産分割による売買」とすべきであり、「遺産分割による代償譲渡」という文言は、登記原因として適法とはいえない(登記研究 740 号 P 147 参照)。

⇒ A の遺産に関する遺産分割の調停調書に、「C が甲土地を取得する代償として、C の所有する乙建物を無償で C が B に譲渡する。」旨の条項があるときは、B は、当該調停調書の正本を提供することにより、乙建物につき、単独で、遺産分割による贈与を登記原因とする所有権の移転の登記を申請することができる【H25-17-4: ×(登記手続をする旨の記載がないため、B は、単独で申請することができない。)】。

c. 近年の登記先例等からの出題

後掲<近年の不動産登記法の重要先例>参照

H30-24-エ

共同根抵当権の追加設定をする場合において、既に登記がされている根抵当権の債務者の住所について区制施行による変更があったときは、当該債務者の住所の変更の登記を申請することなく、共同根抵当権の追加設定の登記を申請することができる。

[○：平 22. 11. 1 民二 2759 号]

cf. H29-16-ウ (平 22. 8. 24 民二 2077 号), H29-16-エ (前掲平 22. 8. 24 民二 2077 号), H29-19-エ (平 27. 9. 2 民二 363 号)

d. 権利能力なき社団

なし

[近年の権利能力なき社団に関する問題]

H29-12-ウ

権利能力なき社団の構成員全員に総有的に帰属する建物について、当該建物の所有権の登記名義人である旧代表者 A が死亡した場合において、当該社団が、A の相続人全員を被告として、新代表者 B への所有権の移転の登記手続をすることを求める訴えを提起し、当該訴えを認容する判決が確定したときは、B は、当該判決に基づき、「権利者 B」を申請情報の内容とする所有権の移転の登記を申請することができる。

H28-17-ウ

甲土地の所有権の登記名義人が地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の認可を受けた地縁による団体である場合には、当該認可をした市の長が発行した当該団体の代表者の印鑑に関する証明書は、甲土地について当該団体を登記義務者とする所有権の移転の登記の申請の添付情報とすることができる。

H27-15-ア

登記原因に関する次のアからオまでの記述のうち、第 1 欄に掲げる事由が生じた場合に、第 2 欄に掲げる登記原因及びその日付で登記の申請をすることができないものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

(中略)

	第 1 欄	第 2 欄
--	-------	-------

ア	権利能力のない社団の構成員全員に総有的に帰属する甲建物について、当該社団の代表者であるAが個人名義で当該建物の所有権の登記名義人となっていたが、平成27年7月1日、Aに加えて、新たにB及びCが当該社団の代表者に就任した。	平成27年7月1日委任の終了
---	--	----------------

H26-20-ア

権利能力のない社団の構成員全員に総有的に帰属する甲土地について、当該社団の代表者であるAが個人名義でその所有権の登記名義人となっていた場合において、Aが死亡した後に当該社団の新たな代表者としてBが就任し、Bを登記権利者とする委任の終了による所有権の移転の登記を申請するときは、その前提としてAの相続人への所有権の移転の登記を申請しなければならない。

H24-12

いわゆる権利能力なき社団名義による不動産登記の可否について、学生A及び学生Bが以下の見解を有している。

学生Aの見解 権利能力なき社団名義による登記を認める見解

学生Bの見解 権利能力なき社団名義による登記を認めず、権利能力なき社団の代表者の肩書のない個人名義による登記のみを認める見解

次のアからオまでの記述は、学生A又は学生Bの一方が他方の見解について述べたものであるが、各記述のうち、「私の見解」が学生Bの見解を指すものとして最も適切なものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

(以下省略)

H23-26-オ

地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体が登記義務者である場合に、当該団体の代表者の印鑑証明書として添付する市区町村長が作成した印鑑証明書は、作成後3か月以内のものであることを要しない。

関連先例

- ① 認可地縁団体の代表者が所有権の登記名義人となっている不動産について、当該代表者が死亡したため、当該認可地縁団体が原告となり、当該代表者の相続人のうち一部の相続人を被告として、当該不動産について、「委任の終了」を登記原因とする所有権の移転の登記を求める訴訟が提起され、これを認容する判決が確定した場合には、当該認可地縁団体は、申請情報と併せて当該訴訟の判決書の正本を提供して、「委任の終了」を登記原因として、当該認可地縁団体を登記権利者とする所有権の移転の登記を申請することができる（平22.12.1民二3015号）。
- ② 権利能力のない社団の構成員全員に総有的に帰属する不動産については、当該社団の代表者が自己の個人名義に所有権の移転の登記手続をすることを求める訴訟を提起することが認められているが（最判昭

47.6.2), 権利能力のない社団も, 構成員全員に総有的に帰属する不動産について, その所有権の登記名義人に対し, 当該社団の代表者の個人名義に所有権の移転の登記手続をすることを求める訴訟の原告適格を有する(最判平 26.2.27)。そして, その訴訟の判決の効力は, 構成員全員に及ぶものと解されるから, 当該判決の確定後, 上記代表者が, 執行文の付与を受けないで, 当該判決により自己の個人名義への所有権の移転の登記の申請をすることができる(前掲最判平 26.2.27)。

* この判例は, 「上告人(共有持分の登記名義人のうちの 1 人の権利義務を相続により承継した者)は, 被上告人(権利能力なき社団)代表者 A に対し, 上記土地について, 委任の終了を原因とする持分移転登記手続をせよ。」とした原判決の主文について, 「被上告人代表者 A」への持分移転登記手続が命じられているが, 権利能力のない社団の代表者である旨の肩書を付した代表者個人名義の登記をすることは許されないから(前掲最判昭 47.6.2), 上記の主文は, A の個人名義に持分移転登記手続をすることを命ずる趣旨のものとして解すべきであるとしている。

③ 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて(通達)(平 27.2.26 民二 124 号)

地方自治法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 42 号。以下「改正法」という。)及び地方自治法施行規則等の一部を改正する省令(平成 27 年総務省令第 3 号。以下「改正省令」という。)のうち, 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例に関する規定が, 本年 4 月 1 日から施行されることとなりましたが, これに伴う不動産登記事務の取扱いについては, 下記の点に留意し, 事務処理に遺憾のないよう, 貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

なお, 本通達中, 「法」とあるのは改正法による改正後の地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)を, 「規則」とあるのは改正省令による改正後の地方自治法施行規則(昭和 22 年内務省令第 29 号)をいいます。

記

第 1 改正法の概要

認可地縁団体(法第 260 条の 2)が所有する一定の要件を満たした不動産について, 当該認可地縁団体が自己を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは, 当該認可地縁団体は, 当該登記をすることについて異議のある当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者(以下「登記関係者等」という。)は市町村長(当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長(規則第 22 条の 2 第 1 項))に対し異議を述べるべき旨の公告を求める旨を当該市町村長に申請することができることとされた(法第 260 条の 38 第 1 項)。

当該市町村長が当該公告を行い, 登記関係者等が法第 260 条の 38 第 2 項の期間内に異議を述べなかった場合には, 当該市町村長が当該公告をしたこと及び登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかったことを証する情報(以下「証する情報」という。)を当該認可地縁団体に提供することとされた(同

条第 4 項)。

認可地縁団体は、証する情報を申請情報と併せて登記所に提供するときは、不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）第 74 条第 1 項の規定にかかわらず、証する情報に係る不動産の所有権の保存の登記を申請することができる（法第 260 条の 39 第 1 項）とともに、不動産登記法第 60 条の規定にかかわらず、単独で証する情報に係る不動産の所有権の移転の登記を申請することができる（法第 260 条の 39 第 2 項）

また、証する情報の様式は、別添のとおりとされた（規則別記情報提供様式（第 22 条の 4 関係））。

第 2 証する情報が提供された場合における所有権の保存又は移転の登記の申請があった場合の取扱い

1 所有権の保存の登記の申請における登記名義人となる者の住所の認定の方法

証する情報が提供された場合における所有権の保存の登記の申請については、不動産登記令（平成 16 年政令第 379 号）別表 28 の項の適用はないため、同項添付情報欄ニの情報は提供されないが、同令第 7 条第 1 項第 1 号の当該法人の代表者の資格を証する情報として、法第 260 条の 2 第 12 項の証明書（規則別記台帳様式（第 21 条関係））。平成 3 年 4 月 2 日付け法務省民三第 2246 号当職通達別紙甲号の別紙。以下「台帳の写し」という。）が提供される場合、当該証明書には、当該申請における登記名義人となる認可地縁団体の主たる事務所の所在地が記載されているため、これをもって、その住所を認定する。

2 所有権の移転の登記の申請における登記原因（これを証する情報を含む。）及びその日付の認定

証する情報が提供された場合における所有権の移転の登記の申請についても、前掲当職通達のとおり、原因を「委任の終了」とし、その日付を法第 260 条の 2 第 1 項の市町村長の認可の日とするほか、登記原因を証する情報は、台帳の写しとする。

(8) 商業登記法(択一式問題)

① 出題実績

		設 問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	28		H22-30-オ		H10-28-1	H21-33-エ
	29		H25-29-ウ			
	30		S58-40-4	H6-29-ア		
	31				H19 記述	
	32	H24-31-オ			H15-34-オ	
	33				(H17-34-オ)	
	34		H19-32-エ	H20-33-イ (通常の株式会社)	H20-28-ア	
	35			H19-35-ア		

② 出題傾向

a 頻出論点の定着

会社法に基づく商業登記法の出題は、H18 からであるが、H30 までの 13 年間の出題実績を見ると、大きな括りではあるが、頻出論点の定着がみられる。

[商業登記法の頻出論点]

総 論	H18-32, H18-29, H21-32, H21-33, H21-34, H23-35, H24-33, H25-28, H26-28, H27-35, H28-28, H30-28
設 立	H18-30, H19-29, H20-34, H21-28, H23-29, H24-28, H25-29, H26-29, H27-28, H28-29, H29-28, H30-29
株 式	H18-33, H19-30, H19-31, H20-35, H21-29, H22-28, H22-29, H23-30, H23-31, H25-30, H25-31, H26-31, H26-33, H27-30, H28-31, H29-30, H30-30 , H30-31
機関・役員等	H18-31, H19-32, H19-33, H21-30, H24-30, H25-32, H25-33, H26-32, H26-34, H27-29, H28-30, H29-32
持分会社	H18-35, H19-35, H20-30, H22-34, H23-33, H24-34, H25-34, H27-32, H28-34, H29-33, H30-35
組織再編行為	H18-32, H19-34, H20-32, H21-31, H21-35, H24-32, H26-35, H30-33

b 一般社団法人・一般財団法人に関する登記の不出題

cf. H29-35 (一般財団法人), H28-35 (一般社団法人), H25-35 (一般社団法人の登記), H24-35 (一般財団法人の登記), H23-34 (一般社団法人の主たる事務所の所在地における登記), H22-35 (一般社団法人又は一般財団法人の登記)

c 株式会社に関する問題の出題数

	株式会社 (特例有限会社を除く)	株式会社以外 (特例有限会社を含む)
H18	4	4
H19	6	2
H20	5	3
H21	4	4
H22	5 ※1	3
H23	3	5 ※2
H24	6 ※3	2
H25	5	3
H26	7	1
H27	4	4
H28	5	3
H29	6	2
H30	5	3

※1 登記の更正に関する第31問は、すべての設問が株式会社に関するものであるため、株式会社に関する問題に分類している。

※2 登録免許税に関する第35問は、設問が合同会社に関するものであるため、株式会社以外に関する問題に分類している。

※3 登記の更正に関する第33問は、すべての設問が株式会社に関するものであるため、株式会社に関する問題に分類している。

③ 対 策

- a 株式会社及び持分会社に関する登記の理解と暗記
- b 一般社団法人・財団法人に関する登記の対策
- c 商業登記総論，個人商人に関する登記及び外国会社に関する登記の対策
- d 商業登記規則の改正

- cf. H29-33-オ（合同会社の職務執行者についての婚姻前の氏の記録），H29-37（本人確認証明書の添付）
- cf. H28-30-ア（本人確認証明書を添付する場合における就任承諾書への住所の記載），H28-30-ウ（婚姻前の氏を証する書面の添付），H28-37（本人確認証明書の添付）
- cf. H27-29-ア（登記所に印鑑を提出している代表取締役の辞任届），H27-37（本人確認証明書の添付）

④ 特別検討事項

- a 払込みを行うべき口座の名義人

H30-29-イ

当該設立が発起設立であり，発起人がA株式会社及びB株式会社のみである場合において，A株式会社及びB株式会社が両社の代表取締役を兼務するC名義の預金口座に出資に係る金銭を払い込んだときは，Cが設立する会社の設立時取締役でないとしても，各発起人がCに対して払込金の受領権限を委任したことを証する書面を添付して設立の登記を申請することができる。

[×：平 29. 3. 17 民商 41 号]

関連先例

- ① 会社法 34 条 1 項の規定による払込みがあったことを証する書面について（平 28. 12. 20 民商 179 号）

株式会社の設立の登記の申請において，発起設立の場合には，設立時代取締役又は設立時代代表執行役の作成に係る払込取扱機関に払い込まれた金額を証する書面に，払込取扱機関における口座の預金通帳の写し又は取引明細表その他払込取扱機関が作成した書面のいずれかを合てつしたものをもって，会社法 34 条 1 項の規定による払込みがあったことを証する書面（商登法 47 条 2 項 5 号）として取り扱って差し支えないものとされている（平 18. 3. 31 民商 782 号）。

この払込取扱機関には、銀行法2条1項に規定する銀行が、同法8条2項の規定に基づき内閣総理大臣の認可を受けて設置した外国における当該銀行の支店（以下「邦銀の海外支店」という。）も、同法2条1項に規定する銀行としてこれに含まれると解されることから、発起設立の場合には、設立時代表取締役又は設立時代表執行役の作成に係る払込取扱機関に払い込まれた金額を証する書面に、邦銀の海外支店における口座の預金通帳の写し又は取引明細表その他邦銀の海外支店が作成した書面のいずれかを合てつしたのもをもって、払込みがあったことを証する書面として取り扱って差し支えない。

- ② 株式会社の発起設立の登記の申請書に添付すべき会社法 34 条 1 項の規定による払込みがあったことを証する書面の一部として払込取扱機関における口座の預金通帳の写しを添付する場合における当該預金通帳の口座名義人の範囲について（平 29. 3. 17 民商 41 号）

(a) 預金通帳の口座名義人として認められる者の範囲

預金通帳の口座名義人は、発起人のほか、設立時取締役（設立時代表取締役である者を含む。以下同じ。）であっても差し支えない。

払込みがあったことを証する書面として、設立時取締役が口座名義人である預金通帳の写しを合てつしたものが添付されている場合には、発起人が当該設立時取締役に対して払込金の受領権限を委任したことを明らかにする書面を併せて添付することを要する。

(b) 発起人及び設立時取締役の全員が日本国内に住所を有していない場合の特例

登記の申請書の添付書面の記載から、発起人及び設立時取締役の全員が日本国内に住所を有していないことが明らかである場合には、預金通帳の口座名義人は、発起人及び設立時取締役以外の者であっても差し支えない。

払込みがあったことを証する書面として、発起人及び設立時取締役以外の者が口座名義人である預金通帳の写しを合てつしたものが添付されている場合には、発起人が当該発起人及び設立時取締役以外の者に対して払込金の受領権限を委任したことを明らかにする書面を併せて添付することを要する。

(c) 発起人からの払込金の受領権限の委任

(a)及び(b)の場合における発起人からの払込金の受領権限の委任については、発起人全員又は発起人の過半数で決する必要はなく、発起人のうち一人からの委任があれば足りる。

b 検査役の選任の申立て

H30-30

前掲

(9) 不動産登記法(記述式問題)

① 出題傾向

a 申請回数

3回

cf. 複数回申請問題の出題：H29, H28, H27, H23, H22, H19 (以上, 3回申請)

b 実質的混合型

H24 以降

cf. H23 は, 実質的には文章型であり, H22 は, 実質的には別紙型である。

c 特殊な問い

H30	登記原因証明情報の「登記の原因となる事実又は法律行為」欄に記載すべき事実や法律行為を記述させる問題
H29	せる問題
H28	登記の申請に先立って終えるよう助言した手続の内容及びその理由を記述させる問題
H27	根抵当権の被担保債権として登記できない債権を特定させた上で, その理由を記述させる問題
H26	質問内容と登記原因証明情報から借地借家法 23 条 2 項の事業用借地権の設定の可否を判断し, 登記記録の「権利者その他の事項」欄に記録される事項を記述させる問題
H25	登記原因証明情報の「登記の原因となる事実又は法律行為」欄に記載すべき事実や法律行為を記述させる問題
H24	相続させる遺言に対して遺留分減殺請求がされた場合における遺産分割協議の可否 休眠担保権を抹消するために必要な手続等に関する文章の空欄を埋める問題
H23	ある期限までに一定の登記の申請をしなければ, ある不動産を別に不動産に設定された根抵当権の共同担保の目的とすることができない旨の司法書士のアドバイスの内容及び理由を記述させる問題
H22	補助人に代理権を付与する旨の審判がされた場合に被補助人がした不動産の処分の有効性を記述させる問題
H21	所有権の移転の登記を仮登記に基づく本登記とする更正の登記を申請することの可否とその理由を記述させる問題
H20	—
H19	仮定問題 (登記を申請する前に別の事実関係が発生した場合)
H18	仮定問題 (登記申請手続について代理することの依頼を別の日に受けた場合)

H17	仮定問題（ある手続を行わないで事実関係が発生した場合）
	処分禁止の仮処分の登記が所有権の一部についてされている理由を記述させる問題
H16	ある契約に基づく権利変動について登記を申請するための前提となる登記申請の内容等及び理由を記述させる問題
H15	ある登記の申請をする場合に、だれから申請の委任を受けることになるのか及びそのように考えるに当たって検討した問題点を記述させる問題
H14	ある登記をするために提起すべき訴訟における判決の主文の内容及びその主文の内容とした理由を記述させる問題
	ある登記について登記上利害関係を有する者及びその理由を記述させる問題
H13	根抵当権一部移転登記の申請が可能であると判断した理由を記述させる問題
	添付書面を添付する理由を記述させる問題
H12	添付書面を添付する理由を記述させる問題
	申請することができない登記及びその理由を記述させる問題
H11	登記を申請することができないもの及びその理由を記述させる問題
H10	登記を申請することができない事実関係及びその理由を記述させる問題

d 既出論点の再出題

H30	数次に相続があった場合の登記手続	H22
	地上権の設定の登記	H29, H26 (以上, 賃借権)
H29	前提登記としての登記名義人の住所等の変更の登記	H28, H26, H25, H24, H21, H20
	相続登記の更正の登記	H8
	抵当権の債務者に相続があったことによる変更の登記	H15, H9
	賃借権の設定の登記	H26
H28	財産分与による所有権(持分)の移転の登記	S63
	前提登記としての登記名義人の住所等の変更の登記	H26, H25, H24, H21, H20
	登記の抹消に際しての債務者の変更の登記の省略	H25, H21, H11, H2
	抵当権の登記の抹消の前提としての合併を原因とする抵当権の移転の登記	H20, H2, S61
	一部譲渡による根抵当権の移転の登記	H3, S61
	債務者及び被担保債権の範囲の変更による根抵当権の変更の登記	H3 等
	共同根抵当権の追加設定の登記	H5 等
	会社と取締役との利益相反取引	H27, H26, H23, H21 等
H27	根抵当権の債務者に相続が開始した後6か月以内に指定債務者の合意の登記がされないことによる当該根抵当権の元本の確定	H12, H10
	一部弁済による元本の確定後の根抵当権の一部移転の登記	H13
	極度額の増額による根抵当権の変更の登記	H5
	全部譲渡による根抵当権の移転の登記	H5
	被担保債権の範囲の変更による根抵当権の変更の登記	H5
	会社と取締役との利益相反取引	H26, H23, H21 等
H26	前提登記としての登記名義人の住所等の変更の登記	H25, H24, H21, H20
	売買による所有権の移転の登記の前提とする担保権の登記の抹消	H25
	会社と取締役との利益相反取引	H23, H21 等
H25	前提登記としての登記名義人の住所等の変更の登記	H24, H21, H20
	遺贈の登記と相続登記の順序	H1
	登記名義人の住所等の変更の登記の省略	H21
	清算型遺贈があった場合の登記手続	H15
	登記の抹消に際しての債務者の変更の登記の省略	H21, H11, H2

H24	前提登記としての登記名義人の住所等の変更の登記	H21, H20
	農地の所有権の一部移転の登記(遺留分減殺)	H7
	持分の移転の登記(共有物分割)	H11
H23	所有権の移転の登記(会社分割)	H16
	根抵当権の債務者の変更の登記(相続)	H18, S58
	指定債務者の合意の登記	H18, S58
	会社と取締役との利益相反取引	H21 等
H22	登記名義人の氏名の変更の登記(相続人不存在)	H2
	及ぼす変更の登記	S60

e 異なる出題形式の問題

問題を解くのに必要な情報の配置が異なるにすぎない。

* 添付情報の出題手法

② 対 策

a 時間配分, 解答順序

b 択一式問題で出題される民法及び不動産登記法の知識の充実

記述式問題の過去問の検討は欠かせない。

c 申請情報例の正確な暗記

d 合理的な解法

③ 特別検討事項

申請すべき登記は、次のとおりである（答案用紙への記載が必要な登記に限る。）。

申請時	不動産	登記の目的	登記原因及びその日付	申請人等
第 1	甲土地	所有権移転	H7. 4. 10 相続	相（被 甲山司） 持分 3/6 甲山治子 1/6 甲山一郎 1/6 亡甲山昭子 上記相 甲山治子 1/6 乙川和子
		甲山昭子持分全部移転	H15. 7. 15 相続	相（被 甲山昭子） 持分 1/6 甲山治子
第 2	甲土地	共有者全員持分全部移転	H30. 5. 10 売買	権 ㈱カガワソーラー 義 甲山治子 甲山一郎 乙川和子
第 3		地上権設定	H30. 5. 25 設定	権 ㈱サンエネルギー 義 ㈱カガワソーラー
	2 番地上権根抵当権設定	H30. 5. 25 設定	根 ㈱B 銀行 (取扱店 香川支店) 設 ㈱サンエネルギー	

(10) 商業登記法(記述式問題)

① 出題傾向

a 申請回数

2回

cf 2回申請問題の出題：H29～H26, H24, H23, H21, H20

b 登記不可事項の出題

問 い	登記不可事項	出題実績
無	無	H21
有	有	H18～H25 (H21を除く。), H28, H29, H30 ※1
有	無	—
無	有	H26, H27 ※2

※1 H29・H30においては、登記することができない事項がない場合には、答案用紙に「なし」と記載する旨の指示があった。

さらに、H30においては、以下の問いが出題されていた。

問4 問3の登記することができない事項があった場合において、改めてその登記をするため、後日臨時株主総会を開催して議案の承認決議によって直ちにその事項の効力を生じさせようとするときは、司法書士法務道子は、エース株式会社の代表者に対し、当該株主総会において、どのような議案を決議すべきであると提案すればよいか、法令遵守の観点も踏まえ、その決議すべき議案を第37問答案用紙の第4欄に記載しなさい。問3の登記することができない事項がない場合には、第37問答案用紙の第4欄に「なし」と記載しなさい。

※2 H26においては就任の承諾をしていない取締役の就任による変更の登記、H27においては権利義務取締役が辞任したことによる退任の登記及び募集株式の発行による変更の登記が、それぞれ登記不可事項である。

c 未出論点の出題

社外性の判断, 補欠取締役の就任

* 会社法や商業登記法の択一式問題でも出題されることがない論点が出題される。

d 既出論点の出題

H28	取締役会設置会社の定めの設定	H21, H18
	監査役会設置会社の定めの設定	H21(設定), H20(設定: 申請代理不可事項)
	支配人の代理権消滅	H29 (解散したことにより抹消する記号が記録された支配人の辞任の可否) H25 (後見開始の審判を受けた支配人の解任の可否)
	公開会社化 (株式の譲渡制限に関する規定を廃止することによる公開会社化: 登記不可事項)	H29 (非譲渡制限株式でない株式を発行することによる公開会社化) H24 (通常の株式会社への移行の際にした株式の譲渡制限に関する規定の定めを廃止による公開会社化)
H29	本店移転 (管轄内本店移転)	H26, H23 (以上, 管轄外本店移転)
	公開会社化 (非譲渡制限株式でない株式を発行することによる公開会社化)	H24 (通常の株式会社への移行の際にした株式の譲渡制限に関する規定の定めを廃止による公開会社化)
	支配人を置いた営業所移転 (本店移転)	H25 (支店移転)
	支配人の代理権消滅 (解散したことにより抹消する記号が記録された支配人の辞任の可否)	H25 (後見開始の審判を受けた支配人の解任の可否)
H28	新株予約権の行使	H21, H18
	監査役設置会社の定めを廃止	H26, H19
	代表取締役の予選	H20(登記不可事項)
H27	取締役会設置会社の定めの設定	H25, H24
	監査役設置会社の定めの設定	
	定款の任期に関する定めを短縮	H25, H21
	募集株式の発行	H25, H20
H26	本店移転	H23
	株式の譲渡制限に関する規定の設定	H23
	監査役設置会社の定めを廃止	H19

H25	定款の任期に関する定めの短縮	H21
	資本金の額の減少	H23
	募集株式の発行	H20
H23	監査役会設置会社(廃止)	H21(設定), H20(設定:申請代理不可事項)
	事業年度の変更	H20
	会計監査人の自動再任	H20

e 特殊型問題の出題

H30	継続
H29	解散及び清算人の就任
H28	監査等委員会設置会社の定めの設定
	吸収分割
H27	株式交換
H26	株式会社の組織変更(組織変更後会社:合同会社)
H25	100%減資
H24	特例有限会社の商号の変更による通常の株式会社への移行
	吸収合併
H23	異なる管轄の区域内への本店の移転
H22	新設分割

* 出題されていないのは、通常の設定の登記、指名委員会等設置会社の定めの設定の登記、持分会社の組織変更の登記、新設合併の登記及び株式移転の登記である。

② 対策

a 時間配分, 解答順序

b 択一式問題で問われる会社法及び商業登記法の知識の充実
 主要な未出の論点を網羅的に押さえておく。

c 申請書例の正確な暗記

d 合理的な解法

e 平成 26 年会社法改正及び平成 27 年・平成 28 年商業登記規則改正への対応

③ 特別検討事項

申請すべき登記は、次のとおりである。

申請時	登記の事由
第 1	会社継続 取締役、代表取締役及び監査役の変更 支配人選任 取締役会設置会社の定めの設定 監査役会設置会社の定めの設定
第 2	株式無償割当て 取締役及び代表取締役の変更 支配人の代理権消滅

以 上

<民法の重要判例（平成 25 年 1 月～平成 30 年 4 月）>

1 平成 25 年

- ① 通行地役権の承役地が担保不動産競売により売却された場合において、最先順位の抵当権の設定時に、既に設定されている通行地役権に係る承役地が要役地の所有者によって継続的に通路として使用されていることがその位置、形状、構造等の物理的状況から客観的に明らかであり、かつ、上記抵当権の抵当権者がそのことを認識していたか又は認識することが可能であったときは、特段の事情がない限り、登記がなくとも、通行地役権は上記の売却によっては消滅せず、通行地役権者は、買受人に対し、当該通行地役権を主張することができる（最判平 25. 2. 26）。
- ② 既に弁済期にある自働債権と弁済期の定めのある受働債権とが相殺適状にあるというためには、受働債権につき、期限の利益を放棄することができるというだけでなく、期限の利益の放棄又は喪失等により、その弁済期が現実到来していることを要する（最判平 25. 2. 28）。
- ③ 明示の一部請求の訴えの提起は、債権の一部消滅の抗弁に理由があると判断されたため債権の総額が認定されたとしても、残部について裁判上の請求に準ずるものとして消滅時効の中断の効力を生ずるものではない。
- 明示の一部請求の訴えの提起は、残部につき権利行使の意思が継続的に表示されているとはいえない特段の事情のない限り、残部について裁判上の催告として消滅時効の中断の効力を生ずる。
- 催告から 6 箇月以内に再び催告をしても、第 1 の催告から 6 箇月以内に民法 153 条所定の措置を講じなかった以上は、消滅時効が完成し、この理は、第 2 の催告が明示の一部請求の訴えの提起による裁判上の催告であっても異なる【H28-am6-エ】。（最判平 25. 6. 6）
- ④ 保証人が主たる債務を相続したことを知りながら保証債務の弁済をした場合、当該弁済は、特段の事情のない限り、主たる債務者による承認として当該主たる債務の消滅時効を中断する効力を有する（最判平 25. 9. 13）【H29-am6-エ】。
- ⑤ 共有者が遺産共有持分と他の共有持分との間の共有関係の解消のために裁判上採るべき手続は共有物分割訴訟であり、その判決で遺産共有持分を有する者に分与された財産は遺産分割の対象となり、この財産の共有関係の解消は遺産分割による。
- 遺産共有持分の価格を賠償させる方法による共有物分割の判決がされた場合には、賠償金の支払を受けた者は、これをその時点で確定的に取得するものではなく、遺産分割がされるまでの間これを保管する義務を負う。
- 裁判所は、遺産共有持分の価格を賠償させる方法による共有物分割の判決をする場合には、同持分を有する各共有者において遺産分割がされるまで保管すべき賠償金の範囲を定め、持分取得者にその範囲に応じた賠償金の支払を命ずることができる。（最判平 25. 11. 29）
- ⑥ 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律に基づき男性への性別の取扱いの変更の審判を受けた者の妻が婚姻中に懐胎した子は、妻との性的関係の結果もうけたものであり得なくても、夫の子と推定される（最決平 25. 12. 10）。

2 平成 26 年

- ① 共同相続人のうち自己の相続分の全部を譲渡した者は、遺産確認の訴えの当事者適格を有しない（最判平 26. 2. 14）【H28-pm6-7】。
- ② 権利能力のない社团は、構成員全員に総的に帰属する不動産について、その所有権の登記名義人に対し、当該社团の代表者の個人名義に所有権移転登記手続をすることを求める訴訟の原告適格を有する（最判平 26. 2. 27）【H28-pm6-7】。
- ④ 認知者は、民法 786 条に規定する利害関係人に当たり、自らした認知の無効を主張することができ、この理は、認知者が血縁上の父子関係がないことを知りながら認知をした場合においても異なる（最判平 26. 1. 14, 最判平 26. 3. 28）。
- ③ 時効期間の満了前 6 箇月以内の間に精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者に法定代理人がない場合において、少なくとも、時効期間の満了前の申立てに基づき後見開始の審判がされたときは、民法 158 条 1 項が類推適用される（最判平 26. 3. 14）。
- ⑤ 子が実親の一方及び養親の共同親権に服する場合、民法 819 条 6 項の規定に基づき、子の親権者を他の一方の実親に変更することはできない（最判平 26. 4. 14）。
- ⑥ 夫と子との間に生物学上の父子関係が認められないことが科学的証拠(DNA 検査)により明らかであり、かつ、次に掲げる事情のいずれかがあっても、子の身分関係の法的安定を保持する必要が当然になくなるものではないから、上記の事情が存在するからといって、同条による嫡出の推定が及ばなくなるものとはいえず、親子関係不存在確認の訴えをもって当該父子関係の存否を争うことはできない（最判平 26. 7. 17 の 2 件の判例）。
- (a) 夫と妻が既に離婚して別居し、子が親権者である妻の下で監護されているという事情
- (b) 現時点において夫の下で監護されておらず、妻及び生物学上の父の下で順調に成長しているという事情

3 平成 27 年

- ① 事前求償権を被保全債権とする仮差押えは、事後求償権の消滅時効をも中断する効力を有する（最判平 27. 2. 17）。
- ② 責任を弁識する能力のない未成年者の蹴ったサッカーボールが校庭から道路に転がり出て、これを避けようとした自動二輪車の運転者が転倒して負傷し、その後死亡した場合において、次の(a)から(c)までの事情の下では、当該未成年者の親権者は、民法 714 条 1 項の監督義務者としての義務を怠らなかつたというべきである（最判平 27. 4. 9）。
- (a) 上記未成年者は、放課後、児童らのために開放されていた小学校の校庭において、使用可能な状態で設置されていたサッカーゴールに向けてフリーキックの練習をしていたのであり、殊更に道路に向けてボールを蹴ったなどの事情もうかがわれない。
- (b) 上記サッカーゴールに向けてボールを蹴ったとしても、ボールが道路上に出ることが常態であったものと

はみられない。

- (c) 上記未成年者の親権者である父母は、危険な行為に及ばないように日頃から通常のしつけをしており、上記未成年者の本件における行為について具体的に予見可能であったなどの特別な事情があったこともうかがわれない。
- ③ 債務者が異議をとどめないで指名債権譲渡の承諾をした場合において、譲渡人に対抗することができた事由の存在を譲受人が知らなかったとしても、このことについて譲受人に過失があるときには、債務者は、当該事由をもって譲受人に対抗することができる（最判平 27. 6. 1）。
- ④ 保証人が主たる債務者に対して取得した求償権の消滅時効の中断事由がある場合であっても、共同保証人間の求償権について消滅時効の中断の効力は生じない（最判平 27. 11. 19）。
- ⑤ 遺言者が自筆証書である遺言書に故意に斜線を引く行為は、その斜線を引いた後になお元の文字が判読できる場合であっても、その斜線が赤色ボールペンで上記遺言書の文面全体の左上から右下にかけて引かれているという事実関係の下においては、その行為の一般的な意味に照らして、上記遺言書の全体を不要のものとし、そこに記載された遺言の全ての効力を失わせる意思の表れとみるのが相当であり、民法 1024 条前段所定の「故意に遺言書を破棄したとき」に該当し、遺言を撤回したものとみなされる（最判平 27. 11. 20）。

4 平成 28 年

- ① 動機は、たとえそれが表示されても、当事者の意思解釈上、それが法律行為の内容とされたものと認められない限り、表意者の意思表示に要素の錯誤はないとする（最判平 28. 1. 12）。
- ② 精神障害者と同居する配偶者であるからといって、その者が「責任無能力者を監督する法定の義務を負う者」（民法 714 条 1 項）に当たるとすることはできない（最判平 28. 3. 1）。
- なお、法定の監督義務者に該当しない者であっても、責任無能力者との身分関係や日常生活における接触状況に照らし、第三者に対する加害行為の防止に向けてその者が当該責任無能力者の監督を現に行いその態様が単なる事実上の監督を超えているなどその監督義務を引き受けたとみるべき特段の事情が認められる場合には、法定の監督義務者に準ずべき者として、民法 714 条 1 項が類推適用される（最判平 28. 3. 1）。
- ③ 相続の開始後認知によって相続人となった者が他の共同相続人に対して 910 条に基づき価額の支払を請求する場合における遺産の価額算定の基準時は、価額の支払を請求した時である（最判平 28. 2. 26）。そして、910 条に基づく他の共同相続人の価額の支払債務は、履行の請求を受けた時に遅滞に陥る（最判平 28. 2. 26）。
- ④ いわゆる花押かおう(注)を書くことは、押印の要件を満たさない（最判平 28. 6. 3）。
- (注) 花押とは、署名の代わりに使用される記号・符号をいう。
- ⑤ 地上建物に対する仮差押えが本執行に移行して強制競売手続がされた場合において、仮差押えの時点で土地及び地上建物の所有者が同一であったときは、差押えの時点で土地が第三者に譲渡されていたとしても、法定地上権が成立する（最判平 28. 12. 1）。

- ⑥ 共同相続された普通預金債権、通常貯金債権及び定期貯金債権は、いずれも、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となる（最大決平 28. 12. 19）。

5 平成 29 年

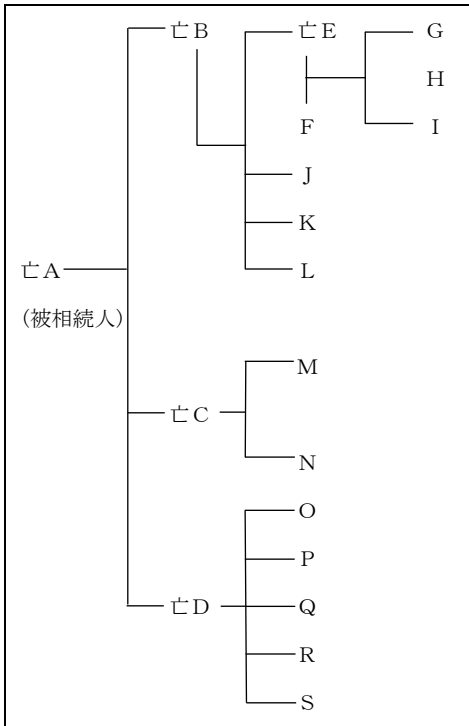
- ① 専ら相続税の節税のために養子縁組をする場合であっても、直ちに当該養子縁組について民法 802 条 1 号にいう「当事者間に縁組をする意思がないとき」に当たるとすることはできない（最判平 29. 1. 31）。
- ② 共同相続された定期預金債権及び定期積金債権は、いずれも、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはない（最判平 29. 4. 6）

6 平成 30 年

抵当権者に対抗することができない賃借権が設定された建物が担保不動産競売により売却された場合において、その競売手続の開始前から当該賃借権により建物の使用又は収益をする者は、当該賃借権が滞納処分による差押えがされた後に設定されたときであっても、民法 395 条 1 項 1 号に掲げる「競売手続の開始前から使用又は収益をする者」に当たる（最決平 30. 4. 17）

<近年の不動産登記法の重要先例>

①



Aを所有権の登記名義人とする甲不動産について、左記の相続関係説明図記載のとおり遺産分割が未了のまま数次相続が発生したことを前提に、Eの相続人の一人であるGから、Gが甲不動産を相続したことを内容とする遺産分割協議書を登記原因証明情報の一つとして添付した上で、「年月日B相続、年月日E相続、年月日相続」を登記原因とするGへの所有権の移転の登記の申請が1件の申請でされた。

単独相続が中間において数次行われた場合には、相続を登記原因とする所有権の移転の登記を1件の申請で行うことができ、この単独相続には遺産分割により単独相続になった場合も含まれることについては先例（昭30.12.16民事甲2670号）において示されているが、本件においては、第一次相続の相続人による遺産分割が未了のまま第二次相続及び第三次相続が発生し、その後の遺産分割協議が第一次相続及び第二次相続の各相続人の地位を承継した者並びに第三次相続の相続人によって行われたものであり、本遺産分割協議書には、A名義の不動産をGが

単独で相続した旨の記載があるのみであることから、上記昭30.12.16民事甲2670号の取扱いの対象となるかどうかは明らかではない。

本遺産分割協議書の記載の趣旨は、第一次相続から第三次相続までの相続関係から合理的に推認すれば、まず、①第一次相続の相続人の地位を承継した者（FからSまで）により亡Bに甲不動産を承継させる合意、次に、②亡Bを被相続人とする第二次相続の相続人（J、K及びL）及び相続人の地位を承継した者（F、G、H及びI）により亡Eに甲不動産を承継させる合意、そして、③亡Eを被相続人とする第三次相続の相続人（F、G、H及びI）によりGに甲不動産を承継させる合意の各合意をいずれも包含するものと解されるため、登記原因欄の上記記載は相当であると考えられる。また、上記各相続における相続人又は相続人の地位を承継した者であるFからSまでの全員の署名押印があり、第一次相続から第三次相続までの遺産分割協議をするためにそれぞれ必要な者によって遺産分割が行われたと考えられる。そうすると、上記昭30.12.16民事甲2670号に従って、本件の登記申請に係る登記をすることができる（平29.3.30民二237号）。

② 相続登記の申請において、所有権の登記名義人である被相続人の登記記録上の住所が戸籍の謄本に記載された本籍と異なる場合には、相続を証する市区町村長が職務上作成した情報（令別表 22 添付情報欄）の一部として、被相続人の同一性を証する情報の提供が必要であるところ、当該情報として、住民票の写し（ただし、本籍及び登記記録上の住所が記載されているものに限る。）、戸籍の附票の写し（ただし、登記記録上の住所が記載されているものに限る。）又は所有権に関する被相続人名義の登記済証の提供があれば、不在籍証明書及び不在住証明書など他の添付情報の提供を求めることなく被相続人の同一性を確認することができ、当該申請に係る登記をすることができる（平 29. 3. 23 民二 175 号）。

③ 所有権の登記名義人 A が死亡し、A の法定相続人が B 及び C のみである場合において、A の遺産の分割の協議がされないまま B が死亡し、B の法定相続人が C のみであるときは、C は A の遺産の分割をする余地はないことから、C が A 及び B の死後に A の遺産である不動産の共有持分を直接全て相続し、取得したことを内容とする C が作成した書面は、登記原因証明情報としての適格性を欠く（平 28. 3. 2 民二 154 号）。

これに対して、所有権の登記名義人 A が死亡し、A の法定相続人が B 及び C のみである場合において、B と C の間で C が単独で A の遺産を取得する旨の A の遺産の分割の協議が行われた後に B が死亡したときは、遺産の分割の協議は要式行為ではないことから、B の生前に B と C の間で遺産分割協議書が作成されていなくとも当該協議は有効であり、また、C は当該協議の内容を証明することができる唯一の相続人であるから、当該協議の内容を明記して C が B の死後に作成した遺産分割協議証明書は、登記原因証明情報としての適格性を有し、これが C の印鑑証明書とともに提供されたときは、相続による所有権の移転の登記の申請に係る登記をすることができる（平 28. 3. 2 民二 154 号）。

④ 相続による所有権の移転の登記（以下「相続登記」という。）の申請において、相続を証する市町村長が職務上作成した情報（不動産登記令別表の 22 の項の添付情報欄）である除籍又は改製原戸籍（以下「除籍等」という。）の一部が滅失等していることにより、その謄本を提供することができないときは、戸籍及び残存する除籍等の謄本のほか、滅失等により「除籍等の謄本を交付することができない」旨の市町村長の証明書及び「他に相続人はない」旨の相続人全員による証明書（印鑑証明書添付）の提供を要する取扱いとされている（昭 44. 3. 3 民事甲 373 号）。しかしながら、上記回答が発出されてから 50 年近くが経過し、「他に相続人はない」旨の相続人全員による証明書を提供することが困難な事案が増加していることなどに鑑み、本日以降は、戸籍及び残存する除籍等の謄本に加え、除籍等（明治 5 年式戸籍（壬生戸籍）を除く。）の滅失等により「除籍等の謄本を交付することができない」旨の市町村長の証明書が提供されていれば、相続登記をして差し支えないものとする（「他に相続人はない」旨の証明書の提供を要しない。平 28. 3. 11 民二 219 号）。

⑤ 被相続人の妻及び妹としての相続人の資格を併有する申請人が、相続を証する情報として、戸（除）籍の謄本及び相続放棄申述受理証明書のほか、配偶者（妻）としての相続の放棄をしたことを確認することができる相続放棄申述書の謄本及び妹としては相続の放棄をしていない旨記載された印鑑証明書付きの上申書を提供してされた相続による所有権の移転の登記の申請は、受理して差し支えない（平 27. 9. 2 民二 363 号）。

- ⑥ 登記記録上存続期間が満了している地上権又は賃借権が区分建物の敷地権利用権である場合には、地上権等の存続期間の変更の登記を申請することが事実上困難なケースがあるため、当該存続期間の変更が法定更新(借地借家法5条2項)によるときは、一部の準共有者による保存行為(民法252条ただし書)としての登記の申請が認められ、地上権設定者全員とともに、地上権等の準共有者の一部の者から地上権等の存続期間の変更の登記を申請することができる(平27.1.19民二57号)。
- ⑦ 震災復興事業に基づく用地取得において、被災自治体が所有権の登記名義人等に代位して相続を原因とする所有権の移転の登記を囑託する場合に、相続の放棄を行った相続人がいるときは、相続の放棄があったことを証する情報として、相続放棄申述受理証明書に代え、これと同等の内容が記載された「相続放棄等の申述有無についての照会に対する家庭裁判所からの回答」を添付することができる(平26.4.24民二265号)。
- ⑧ 相続人を受遺者とする場合には、農地法の許可を要しないため(農地法施行規則15条5号)、農地法の許可を証する情報の提供を要しない(平24.12.14民二3486号。登記原因の日付は、特定遺贈の効力が生じた日である。)
- ⑨ 相続による所有権の移転の登記がされている農地について、真正な登記名義の回復を原因として、他の相続人に所有権の移転の登記を申請する場合には、不動産登記法においては、登記原因証明情報の内容として事実関係(相続登記が誤っていること、申請人が相続により取得した真実の所有者であることなど)又は法律行為(遺産分割等)が記録されていれば、農地法の許可を証する情報の提供を要しない(平24.7.25民二1906号)。

以 上

<MEMO>

1 総合

	的中設問数	的中率（正解できる問題数）
午前の部	169／175	96.5%（35問） ※1
午後の部	165／175	94.2%（34問） ※2
合 計	334／350	95.4%（69問）

※1 正解できなかった問題は、存在しない。

※2 正解できなかった問題は、再審を題材とする第5問である。

(前注) 問題番号がゴシック体のものは、択一式対策講座【理論編】のテキストの記述に基づいて正解できない問題である。

設問の欄の□は、択一式対策講座【理論編】のテキストの記述に基づいて正解できない設問である。

2 午前の部

		設 問 ※				
		ア	イ	ウ	エ	オ
第1問	憲 法	憲・刑 p51・52	憲・刑 p50	憲・刑 p53	憲・刑 p53	憲・刑 p58
第2問		□	憲・刑 p68	□	憲・刑 p68	□
第3問		憲・刑 p312	憲・刑 p312	憲・刑 p312	憲・刑 p312	憲・刑 p310
第4問	民 法	民 I p7	民 I p65	民 I p34	民 I p29	民 I p22
第5問		民 I p40	民 I p43	民 I p44	民 I p20, 41	民 I p38
第6問		民 I p90	民 I p81	民 I p81・82	民 II p47	民 I p92, 159
第7問		民 I p104	民 I p104	民 I p168	民 I p102・103	民 I p303
第8問		民 I p155	民 I p143, 147, 155	民 I p154	民 I p155	民 I p156
第9問		民 I p165	民 I p166	民 I p165	民 I p163	民 I p162
第10問		民 I p175・176, II p134	民 I p176	民 I p177	民 I p179	民 I p175, 177
第11問		民 I p195	民 I p191	民 I p194	民 I p193	民 I p102
第12問		民 I p200, 220	民 I p220, 231	民 I p208	民 I p209, 249	民 I p232
第13問		民 I p204	民 I p204・205	民 I p201	民 I p84, 207	民 I p205
第14問		民 I p246	民 I p235	民 I p235	民 I p236	民 I p285
第15問		民 I p305	民 I p313	民 I p315	民 I p299	民 I p310
第16問		民 II p26	民 II p25, 35	民 II p30	民 II p31	民 II p29
第17問		民 II p4	民 II p88	民 II p3, 86	民 II p86	民 II p86・87
第18問		民 II p134	民 II p133	民 II p157	民 II p134, 137	民 II p152
第19問		委任：II p199 請負：II p196	委任：II p197 請負：II p190	委任：II p196 請負：II p190	委任：II p200 請負：II p190～196	委任：II p200 請負：II p196
第20問		II p263	II p262	II p265	I p48	II p264
第21問		II p283	II p284	II p283	II p284	II p287
第22問		II p365	II p356	II p357, 372	II p356, 370・371	I p7
第23問	II p383	II p383・384	II p385	II p383	II p383	
第24問	刑 法	憲・刑 p624・625	憲・刑 p625	憲・刑 p622	憲・刑 p624	憲・刑 p623
第25問		□	憲・刑 p493・494	憲・刑 p494	憲・刑 p494	憲・刑 p494
第26問		憲・刑 p507	憲・刑 p509	憲・刑 p527	憲・刑 p518	憲・刑 p522
第27問	会社法 商 法	会・商 p588・589	会・商 p30	会・商 p18, 53	会・商 p23・24	会・商 p16, 24
第28問		会・商 p92	□	会・商 p91・92, 88	会・商 p93	会・商 p94
第29問		会・商 p176	会・商 p180	会・商 p178	会・商 p190	会・商 p193・194
第30問		□	会・商 p289	会・商 p330・331	会・商 p336	会・商 p284
第31問		会・商 p298	会・商 p267	会・商 p263	会・商 p304	会・商 p274
第32問		会・商 p404	会・商 p419	会・商 p409	会・商 p425	会・商 p418
第33問		会・商 p460	会・商 p460	会・商 p461	会・商 p460	会・商 p460
第34問		会・商 p542	会・商 p545・546	会・商 p543	会・商 p483	会・商 p484
第35問		会・商 p682	会・商 p682	会・商 p682	会・商 p682	会・商 p682・683

※ 第9問、第23問及び第32問は、ア～オではなく、1～5である。

3 午後の部

		設 問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
第1問	民訴法	民訴等 p87		民訴等 p41	民訴等 p40	民訴等 p40
第2問		民訴等 p107	民訴等 p108	民訴等 p106	民訴等 p115	民訴等 p108
第3問		民訴等 p180	民訴等 p181	民訴等 p181	民訴等 p186	民訴等 p186
第4問		民訴等 p15, 217	民訴等 p217	民訴等 p217～221, 264	民訴等 p221	民訴等 p221
第5問						
第6問	民保法	民訴等 p442	民訴等 p481	民訴等 p444	民訴等 p438	民訴等 p467
第7問	民執法	民訴等 p297	民訴等 p305・306	民訴等 p297	民訴等 p298	民訴等 p300
第8問	司書法	供・書 p238	供・書 p205	供・書 p225	供・書 p244	供・書 p222
第9問	供託法	供・書 p27	供・書 p27	供・書 p33	供・書 p28	供・書 p31
第10問		供・書 p47	供・書 p47	供・書 p46, 55	供・書 p42・43	供・書 p54
第11問		供・書 p63	供・書 p63	供・書 p18	供・書 p150	供・書 p158
第12問	不登法	不登 I p255	不登 I p292	不登 I p423	不登 I p345・346	不登 II p206
第13問		不登 II p212	不登 II p166	不登 I p324	不登 I p218	不登 I p151, II p201
第14問		不登 I p155	不登 I p75	不登 II p11	不登 I p63	不登 I p106, 109
第15問		不登 II p203	不登 II p203	不登 II p103	不登 II p70	不登 II p194
第16問		不登 I p160	不登 I p157	不登 I p157	不登 I p158	不登 I p159
第17問		登記識別情報： 不登 I p61 登記完了証： 不登 I p68	登記識別情報： 不登 I p60～62 登記完了証： 不登 I p68	登記識別情報： 不登 I p60～62 登記完了証： 不登 I p68	登記識別情報： 不登 I p60～62 登記完了証： 不登 I p68	登記識別情報： 不登 I p60～62 登記完了証： 不登 I p68
第18問		不登 I p124, 266	不登 I p127	不登 II p79	不登 I p124, 126	不登 I p151
第19問		不登 I p232	不登 I p61	不登 II p187	不登 I p60・61	不登 I p376
第20問		不登 I p177	不登 I p178	不登 I p175, 183	不登 I p175, 177	
第21問		不登 I p274	不登 I p203	不登 II p189		不登 I p88, 215
第22問		不登 I p332	不登 I p326	不登 I p321	不登 I p322	
第23問		不登 II p220	不登 II p88	II p87	不登 II p88, 90	不登 II p90, I p409
第24問		不登 I p56	不登 I p370	不登 II p18	不登 II p13	不登 I p49, II p33
第25問		不登 II p95	不登 II p109	不登 II p112	不登 II p105	不登 II p92・93, 98
第26問		不登 II p142	不登 II p140	不登 II p157	不登 II p150	不登 II p151・152
第27問	不登 I p278, 303	不登 I p374	不登 I p130	不登 I p133, 329	不登 I p136	
第28問	商登法	商登 p26	商登 p107		商登 p28	商登 p21, 25
第29問		商登 p71, 92	商登 p88	商登 p69	商登 p79, 95	商登 p66, 99
第30問		会社 p155	商登 p169	商登 p169	商登 p169	商登 p169・170
第31問		商登 p155	商登 p184	商登 p195	商登 p148, 152	商登 p149
第32問		商登 p382	商登 p381	商登 p379	商登 p382	商登 p382・383
第33問		商登 p480	商登 p479・480	商登 p482・483	商登 p483	商登 p471
第34問		商登 p541	商登 p541	商登 p293	商登 p539	商登 p543
第35問		商登 p445・446	商登 p427	商登 p398	商登 p392, 394	商登 p406・407